

# 令和6年度 自治会長説明会 次第

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 題

①瑞穂市自治会連合会及び校区連絡会等のスケジュールについて【市民協働安全課】 資料1

②令和6年度 防災研修・防災訓練について【市民協働安全課】 資料2

③瑞穂市防災ハンドブックについて【市民協働安全課】

④瑞穂市自治会ハンドブックについて【市民協働安全課】

⑤令和6年度日本赤十字社社資（寄付金）募集について【地域福祉高齢課】 資料3

⑥令和6年度「瑞穂市緑の募金」運動の実施について【商工農政観光課】 資料4

⑦瑞穂市かきりん振興券事業について【商工農政観光課】 資料5

⑧「瑞穂市ひまわりプロジェクト」について【総合政策課】 資料6

⑨青少年育成市民会議について【生涯学習課】 資料7

⑩国民文化祭について【生涯学習課】 資料8

⑪令和6年度 瑞穂市関係行事について【参考資料】 資料9

### 【社会福祉協議会からのお知らせ】

⑫瑞穂市社会福祉協議会について 社協資料1

⑬社会福祉協議会の事業計画について 社協資料2

⑭社会福祉協議会会費の納入及び共同募金への協力について 社協資料3

⑮社会福祉協議会の出前講座について 社協資料4

⑯「支え合いのまちづくり」出張説明会について 社協資料5

⑰ふれあい・いきいきサロンについて 社協資料6

⑱くつろぎカフェについて

社協資料7

⑲認知症勉強会（認知症サポーター養成講座）について

社協資料8

⑳福祉作業所製品カタログについて

社協資料9

㉑福祉機器、福祉車両、レクリエーション備品について

社協資料10

4 その他

5 閉会

## 令和6年度 自治会長説明会 &amp; 校区連絡会 予定表

	第1回役員会	総会/説明会	第2回役員会	第3回役員会 校区連絡会	第4回役員会 校区連絡会	第5回役員会 校区連絡会
瑞穂市 自治会連合会	4月11日(木) 13:30~ ココロかさなるCCNセン ター(総合センター) 第4会議室	4月16日(火) 13:30~ ココロかさなるCCNセン ター(総合センター) ツツイホール	5月8日(水) 13:30~ ココロかさなるCCNセン ター(総合センター) 第4会議室	8月7日(水) 13:30~ ココロかさなるCCNセン ター(総合センター) 第4会議室	11月6日(水) 13:30~ ココロかさなるCCNセン ター(総合センター) 第4会議室	2月5日(水) 13:30~ ココロかさなるCCNセン ター(総合センター) 第4会議室
生津校区		5月13日(月) 19:00~ 馬場公園集会所		8月19日(月) 19:00~ 馬場公園集会所	11月18日(月) 19:00~ 馬場公園集会所	2月17日(月) 19:00~ 馬場公園集会所
本田校区		5月8日(水) 19:00~ 本田コミュニティ センター		8月14日(水) 19:00~ 本田コミュニティ センター	11月13日(水) 19:00~ 本田コミュニティ センター	2月12日(水) 19:00~ 本田コミュニティ センター
穂積校区		4月25日(木) 19:00~ ココロかさなるCCN センター		8月22日(木) 19:00~ ココロかさなるCCN センター	11月14日(木) 19:00~ ココロかさなるCCN センター	2月13日(木) 19:00~ ココロかさなるCCN センター
牛牧校区		4月26日(金) 19:00~ 牛牧北部防災 コミュニティセンター		8月23日(金) 19:00~ 牛牧北部防災 コミュニティセンター	11月8日(金) 19:00~ 牛牧北部防災 コミュニティセンター	2月14日(金) 19:00~ 牛牧北部防災 コミュニティセンター
西校区		4月26日(金) 19:00~ 栄南公民館 ふれあいホール		8月23日(金) 19:00~ 栄南公民館 ふれあいホール	11月15日(金) 19:00~ 栄南公民館 ふれあいホール	2月14日(金) 19:00~ 栄南公民館 ふれあいホール
中校区		4月19日(金) 15:00~ 美江寺公民館		8月9日(金) 15:00~ 重里公民館	11月8日(金) 15:00~ 十八公民館	2月7日(金) 15:00~ 十七公民館
南校区		4月17日(水) 19:00~ 栄南公民館 ふれあいホール		8月8日(木) 19:00~ 栄南公民館 第1講義室	11月7日(木) 19:00~ 栄南公民館 第1講義室	2月6日(木) 19:00~ 栄南公民館 第1講義室



# 令和6年度 防災研修・防災訓練について

## 1 防災講演会

### ①目的

国の中央防災会議が作成した「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について」（平成30年12月12日）を契機に「行政主体の防災から住民主体の防災への転換」が図られています。

避難所の運営についても住民主体で行うことが求められています。そのためには、それぞれの避難所において「避難所運営協議会」を設立し、日頃から避難所のルールづくりや運営訓練を実施しなければなりません。

「避難所運営協議会」とはどのようなものか、避難所のルールづくりや訓練はどのように実施したら良いのか、専門家を招いて理解を深めます。

### ②主催者

瑞穂市

### ③日時

令和6年7月28日（日）

※開始時間は調整中

### ④場所

ココロかさなるCCNセンター サンシャインホール

### ⑤対象者

自治会長、各自治会の防災担当、防災に興味のある自治会員、市内在住防災士等

## 2 避難所運営協議会設立準備会又は避難所運営訓練

### ①目的

避難所の運営は地域や避難者等による運営が基本となるため、平時より避難所ごとにルールや役割を決め、それに沿って開設・運営の訓練を実施することにより、発災時においてもスムーズに避難所を開設・運営をすることができる体制の構築を目指します。

### ②主催者

自治会（自主防災組織）・避難所運営協議会等

### ③訓練内容等

以下の例を参考に、校区別自治会長連絡会等の機会を利用して、避難所ごとに避難を予定している自治会同士で協議をして決めてください。

- ・避難所運営についての研修会
- ・避難所のルール作りや役割決め等を行う話し合い（避難所運営協議会設立準備会）
- ・避難所運営訓練（発災を想定して、避難所を開設した事を想定した訓練）

### ④日時及び場所

日時や場所については、校区別自治会長連絡会等の集まれる機会を利用して、避難所ごとに避難を予定している自治会同士で協議をして決めてください。

### ⑤参加者

自治会長、各自治会の防災役員など

### ⑥その他

市は訓練内容等に関するアドバイス、協議等への参加、講師の派遣等、積極的にサポートをさせていただきますので、ご遠慮なくご相談ください。

## 3 防災士養成講座

### ①目的

市内で防災・減災に長けた人材をより多く確保し、自治会などの防災教育や防災啓発活動など資格を生かした活動、自治会・校区組織との防災面での連携、避難所運営協議会などの組織作りとその運営・体制に深くかかわる活動などを通じて地域の防災力向上を図ることを目指します。

### ②日時

令和6年8月3日（土）・4日（日） 午前9時～午後6時ごろ

### ③場所

巢南公民館 多目的ホール

### ④参加者

50名（自治会（自主防災組織）からの推薦者）

### ⑤受講費用

負担なし（市で全額負担）

### ⑥その他

各自治会からの申し込みは、原則1名までとします。

応募者多数の場合は、抽選とします。

日本防災士研修センター主催の防災士養成講座も同会場で開催されます。

講座受講後、防災士資格取得試験が行われ、合格すると「防災士」の資格が取得できます。

## 4 瑞穂市総合防災訓練

### ①目的

令和6年1月1日に発災した能登半島地震の教訓により、瑞穂市職員の初動対応に重点をおいた防災訓練を行います。

### ②主催者

瑞穂市

### ③日時

令和6年10月（予定）

### ④場所

瑞穂市役所

### ⑤参加予定者

瑞穂市職員、瑞穂消防署など協力団体

### ⑥訓練概略等

災害対策本部設置訓練、瑞穂市職員の初動対応訓練等を予定しています。

## 5 その他

- ・自治会等のご希望に応じて、防災関連の出前講座を実施しています。ご希望の場合は、ご相談ください。
- ・自治会単位等で実施される防災訓練について、アドバイス等をさせていただきます。ご希望の場合はご相談ください。
- ・避難行動要支援者名簿について、更新を行いましたので、市民協働安全課にて受領（印鑑をご持参ください。）をお願いします。







(4) 振込先

金融機関 ぎふ農業協同組合 穂積支店

口座番号 普通貯金 9635807

口座名義 ニホンセキジュウジシャ ギフケンミズホ シ チ ク チョウ モリ カズユキ  
日本赤十字社岐阜県瑞穂市地区長 森 和之

※お振込みが納入締切日を過ぎる場合、お手数ですが下記までご連絡ください

※ぎふ農業協同組合支店窓口で振込む場合は、この文書と別添振込依頼書を窓口にお持ちください（手数料が免除となります）

(5) 受領書発行について

自治会にて一括納付いただいた場合は、自治会名にて発行いたします。

個人で納入いただいた場合は個人名にて発行いたしますので地域福祉高齢課までお申し付けください。

<担当課> 瑞穂市役所 地域福祉高齢課  
(ココロかさなる CCN センター 1 階)

TEL(058)327-4126

## 令和6年度「瑞穂市緑の募金」運動の実施について

### 1. 緑の募金運動の趣旨

緑の募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年6月施行)に基づいて行われます。健全な森林整備、国土の保全及び水資源のかん養、生活環境の緑化、森林の役割についての啓発などを行い、森林の整備や緑化の推進などを図る目的で実施しています。

森林は、水資源を蓄え、土砂の流失を防ぎ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止してくれます。また、私たちのまわりの緑は心にやすらぎを与えてくれます。

「緑の募金」は、このような大切な緑をボランティアの協力等で守り育てる活動に役立てられます。

2. 目標金額 瑞穂市の目標金額は、120万円です。  
(1世帯当たりの目標金額100円)  
(県下の目標金額は 5,500万円)

3. 募集期間 10月1日(火)～10月31日(木)

4. 募金の受付 令和6年11月8日(金)まで

5. 納付先 瑞穂市役所巢南庁舎(商工農政観光課窓口)  
瑞穂市役所穂積庁舎(市民協働安全課窓口)

6. 振込先 金融機関 ぎふ農業協同組合 巢南支店  
口座番号 普通預金 0014458  
口座名義 みずほしみどり ぼきんかい 瑞穂市緑の募金会

広報10月号に、自治会を通じて「緑の募金」協力のお願いを掲載します。

- ・ 市内農協で窓口からの振込には手数料は発生しませんが、ATMからの振込には手数料が発生します。
- ・ 振込用紙については9月下旬に市民協働安全課より郵送させていただきます。
- ・ 領収書については自治会様宛で発行させていただきます。窓口で募金いただいた自治会様へはその場で発行いたします。振込いただいた自治会様につきましては、領収書を市民協働安全課より郵送させていただきます。

# 令和5年度瑞穂市緑の募金運動実績報告

## 1. 令和5年度募金実績額：1,114,803円

皆様よりいただいた募金は岐阜県緑化推進委員会に送金しました。募金へのご協力ありがとうございました。

## 2. 活動実績

岐阜県緑化推進委員会では、緑の募金による森林整備などの促進に関する法律に基づき、募金活動、森林の整備、緑化の推進、緑化の啓発活動等を行っています。

瑞穂市では、岐阜県緑化推進委員会から募金額の一部を事業費としていただき、緑化推進事業として小簾紅園、瑞穂市立図書館、瑞穂市西ふれあい広場に植樹しました。



小簾紅園



小簾紅園



西ふれあい広場



瑞穂市立図書館

# 瑞穂市かきりん振興券事業のご紹介



## ■目的

市が実施する助成事業などについて、現金に代えて地域振興券である「瑞穂市かきりん振興券」を交付することにより、地域経済の活性化と消費喚起を図ることを目的として実施しています。

## ■瑞穂市かきりん振興券の概要

- 瑞穂市が発行する地域振興券で1枚当たりの額面は500円です。
- 取扱店として登録された市内のお店で使用できます。
- 使用可能期間は発行年度の翌年度の9月30日まで使用できます。（令和6年度発行分の場合、令和7年9月30日まで使用可能）
- 市が現金に代えて地域振興券を交付している主な事業は、敬老祝金（88歳、99歳）、出生届出時の子育て応援ギフト等です。

## ■瑞穂市かきりん振興券の等価販売について

- 地域や事業所でのイベントの景品や表彰の副賞として振興券の贈呈を希望される場合は、等価（プレミアム無し）で販売します。
- 購入希望額が大きい場合は、お渡しに時間がかかる場合がありますので事前（1カ月前）に市へご連絡ください。10万円までは当日お渡しが可能です。
- 販売時に小分け封筒と取扱店一覧チラシを必要数分お渡しします。（金券のため封入作業はご自身でお願いします。）
- 市の補助金が充当される事業における振興券の購入については、事前に補助金担当課と相談してください。

## ■令和5年度の自治会関係向け販売実績

- 販売総額449万4千円、延べ55団体に販売
- 使用用途は自治会での敬老祝い金、イベント時景品、校区活動での景品等

## ■瑞穂市かきりん振興券の使用に関する注意事項

- 振興券だけの取引において、つり銭は出ません。
- 振興券の交換、売買、紛失の際の再発行はできません。
- 使用期間を過ぎた振興券は、無効です。
- 次に掲げるものは、振興券の使用対象外とします。
  1. 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、切手、印紙、証紙、交通券、電子マネー等）
  2. 国税、地方税や使用料などの公租公課（税、公的手数料、行政が直営運営する施設の使用料、車検の法定費用（自賠責保険料、自動車重量税、印紙代）、公営ギャンブル等）
  3. 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等の取扱店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの 等

**瑞穂市かきりん振興券の取扱店は裏面をご覧ください。**

**問合せ先 瑞穂市役所 巢南庁舎 商工農政観光課 (058-327-2103)**

衣類・呉服等	
ふじ匠	別府 418-1
AOKI 岐阜穂積店	穂積 1646
育児・子育て・学用品	
NPO 法人キッズスクエア瑞穂	馬場春雨町 1-49
瑞穂市・本巣市ファミリーサポートセンター	馬場春雨町 1-49
キッズルームさくらんぼ	生津内宮町 1-53
赤ちゃんデパート水谷 穂積店	生津外宮東町 2-6
小松屋	別府 575-6
母乳・育児相談室 Mamma Mama	本田 1116-1
みづほ	本田 2093-9
朝日屋	美江寺 986-2
飲食店等	
カフェ 1/f	馬場上光町 1-125
おにぎりとお弁当のてとて	馬場上光町 2-66-1
濃厚白湯らーめん	馬場上光町 3-7
海鮮丼丸	生津内宮町 2-81
焼肉 勝美	生津内宮町 2-83
ジャルディーノ	生津外宮東町 2-80-1
サンプラスバ	只越 1061
みかみ	只越 1061
炭鶏ともつ鍋 信長 瑞穂店	只越 1061
居酒屋 大吉	別府 794-4
カフェテラスとらいあんぐる	別府 1050-1
カフェ ポレポレ	別府 1260-3
和ごはんとかふえ IGETAYA+	別府 1284-1
かわじん家	別府 1294-1
真心料理はる	別府 1294-1
インドカレーツルシ 瑞穂店	別府 2136
ココス 穂積店	穂積 593
珈楽珈琲店	穂積 1465-1
小樽食堂 穂積店	穂積 1517-2
八剣伝 穂積店	穂積 1813-4
レスティハウス ファイン	穂積 1862-1
LUFFLE	稲里 140-1
中華ダイニング 紡夢	稲里 667-12
ティールーム 紫陽花	野白新田 414-8
焼肉 汝旺葵	野田新田 4031-3
一寿亭	野田新田 4111
洋駄菓子工房 ルマサ	野田新田 4112-2
豆工房コーヒーロースト牛牧店	牛牧 835-1

喫茶 かつら	牛牧 954
和風カフェ さくら	牛牧 991-1
ぎふ初寿司 十九条分店	十九条 230-6
清水屋	本田 578
やきとり串麩	本田 1025-1
花福	本田 1051-3
魚伴	本田 1303-2
とんかつ みなみ川 瑞穂店	本田 2112-1
喫茶 ヒーロー	本田 2143-4
天一中華	本田 2144-3
トモ	森 596-3
巢南ホルモン	森 856-2
カルペラⅢ	田之上 165
牛しお BASE	田之上 241-1
ヴェーレン カフェ	田之上 625-2
お粥と創作中華の店 小槌	田之上 626
高田水産	宮田 1
生パスタと洋食 あんず園	宮田 293-2
豊田屋	美江寺 957
喫茶みき	美江寺 962
HAND3	十八条 390-1
ていーるーむ さつき	横屋 376-1
寿し和食の店 桃太郎	呂久 123
各種教室	
レッスンスタジオ・マーコ	穂積 987-3
花き	
新月バラ園	田之上 395-1
家電量販店等	
住まいる家電 いのうえ	別府 98-6
まつのでんき	別府 1190
でんきの広芝	別府 1641-4
ジョーシン瑞穂店	穂積 3110-1
電気フジタ	稲里 364-2
タカシマ電器	牛牧 1382-150
クリーニング	
本田ドライ	本田 1552-88
結婚相談所	
結婚相談所しあわせのランプ	本田 817-10
コンビニ	
セブンイレブン瑞穂馬場上光町店	馬場上光町 1-96
セブンイレブン瑞穂馬場小城町1丁目店	馬場小城町 1-30

## 瑞穂市かきりん振興券が使えるお店

酒&コンビニエーション ゲンジャ	別府 409-5
セブンイレブン穂積駅前通店	別府 1263-1
セブンイレブン瑞穂市別府店	別府 2100-1
セブンイレブン瑞穂野白新田店	野白新田 10-1
セブンイレブン瑞穂田之上倉町店	田之上 236-1
事務用品・印刷・デザイン	
anguru	馬場上光町 2-66-1
写真・眼鏡・宝飾等	
アイコーメガネ	穂積 1754-1
クレセール・エム	稲里 690-8
食料品販売	
お肉の店 まるたか	馬場春雨町 1-46
大安あられや	稲里 36-1
書籍、文具	
事務用品あんぐる	馬場上光町 2-66-2
カルコス穂積店	稲里 651-1
新聞店	
広瀬新聞店	別府 466-1
自転車	
中村自転車商会	別府 1196
スーパー、ホームセンター、家具等	
パロー 穂積店	馬場春雨町 1-32
平和堂 穂積店	別府 624
ニトリ岐阜瑞穂店	穂積 1750-1
DCM21 瑞穂店	穂積 3110-1
MEGA ドン・キホーテ 岐阜瑞穂店	稲里 580-1
トミダヤ 岐大店	稲里 667-3
パロー穂積西店	十九条 266-1
PLANT6 瑞穂店	厚川 5-38
コノミヤ 巢南店	田之上 165
整体・接骨・鍼灸院	
集治整骨院・整体院	馬場春雨町 1-56
ふれあい接骨院	本田 947-5
おくや整体院	古橋 1275-3
トリミング	
Dog salon LEAD	稲里 140-1
燃料	
青谷商店 穂積給油所	稲里 522-1
青谷商店 穂積駅前給油所	別府 971-1
宇野石油 本田 SS	本田 1076-2
岡田石油店	田之上 231-1

林石油店	美江寺 798-1
パン・洋菓子・和菓子	
シェ・デュモン	馬場前畑町 2-75
御菓子所 吉野屋	只越 917-1
Backhaus Blau	本田 1077-1
お伊勢たい焼き 縁屋	横屋 345-2
仏具	
武藤仏壇店	別府 869-1
麻雀荘	
麻雀荘 若様	稲里 544-1
薬局・ドラッグストア	
V・drug 穂積店	馬場小城町 1-8
ほづみ駅前薬館	別府 408-3
スギ薬局 穂積西店	別府 878-1
ディスカントドラッグコスモス穂積店	別府 1560-1
スギ薬局 穂積店	稲里 681
ゲンキー 牛牧店	牛牧 309-2
クスリのアオキ 穂積店	野白新田 43-3
クスリのアオキ 牛牧店	牛牧 488-1
V・drug 穂積西店	十九条 250-1
パール調剤薬局 みずほ店	本田 165-2
V・drug 穂積本田店	本田 782-1
ゲンキー 本田店	本田 1041-1
ニコニコドラッグ	田之上 165
ゲンキー 田之上店	田之上 238-1
リフォーム	
協栄ポンプ店	十九条 276
理容・美容等	
ウバーリ美容室 穂積店	馬場上光町 1-125
トータルビューティーサロンミコト	生津天王東町 2-25
ミコトハンズ	生津天王東町 2-25
巴屋 本店	別府 412-2
S-3 BeLity's Hairdesign	稲里 140-5
KING'S SALON MEGA ドン・キホーテ岐阜瑞穂店	稲里 580-1
BELUCE	野白新田 417-2 No.Ⅱ-103
エステティックサロン ミセリー	野田新田 4128-2
メナード ピュアメリー	野田新田 4149-26
メナードフェイシャルサロン 十九条店	十九条 138-1-B-102
ヘアサロン タカダ	田之上 621-5
BARBER SHOP HANADA	横屋 111-3
旅客運送	

## 瑞穂市かきりん振興券が使えるお店

本巢タクシー 瑞穂営業所 別府 1245

豊・樓

(有)ハヤシ製置 十九条 765-2

店舗は随時更新されます。最新の一覧は市ホームページにてご確認ください。



※郵便番号順 令和6年2月2日時点

※使用期限にご注意ください。また、ご利用に当たっては地域振興券裏面の注意事項をご確認ください。



自治会長 各位

総合政策課

## 世界平和・復興支援 「瑞穂市ひまわりプロジェクト」について



市では平成22年に市民と世界の平和や幸福を願い、「非核・平和都市宣言」を行いました。

宣言に基づく取り組みの一つとして、ロシアによる軍事侵攻により平穏な日常を奪われているウクライナへの支援に加え、自然災害による被災地の復興を願い、明るさ・元気を連想させるひまわりを世界平和・復興支援のシンボルと位置づけ、「瑞穂市ひまわりプロジェクト」を実施しています。

ひまわりを育てることで世界の平和や被災地の復興支援を願う心を育て、命の大切さや思いやりの心を育み、心豊かな明るい地域社会を目指します。

※ひまわりはウクライナの国花です。

### ●令和5年度までの育成事例

令和3年度 穂積中学校ハートフラワープロジェクト

令和4年度 サンコーパレットパーク周辺、市役所庁舎、市内保育所、幼稚園、小・中学校、エキサイト（穂積駅周辺）など

令和5年度 サンコーパレットパーク周辺、市役所庁舎など

※ ひまわりの種を配付します。地域（自治会やご家庭）でプロジェクトにご協力いただける場合、下記までご連絡ください。



# 青少年育成市民会議(案)

“健幸都市みずほ”をめざし、広く市民の総意を結集し、青少年の健全な育成を図る  
スローガン「創ろう！安心できる場所 育てよう！未来を担うみずほの子」

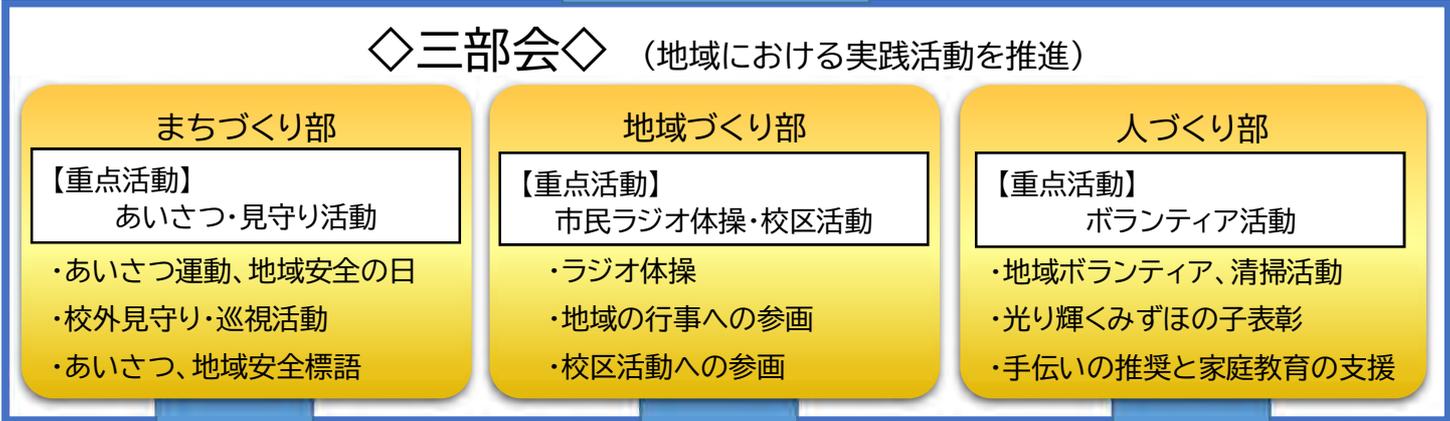
会長：市長  
副会長：市議会議長・教育長・青少年育成推進指導員

【青少年育成推進部会】（推進指導員+推進員）  
具体的活動等の企画・運営  
①まちづくり部 ②地域づくり部 ③人づくり部

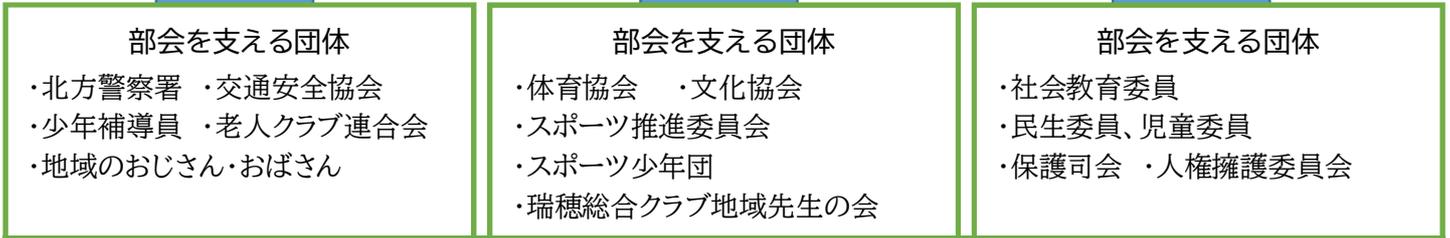
【事務局】  
瑞穂市教育委員会  
生涯学習課

【青少年育成運営委員会】（青少年育成指導員+重点活動の中心となる団体の代表者）  
活動の基本方針等の決議

◎青少年育成指導員(委員長) ○社会教育委員代表 ○自治会代表 ○青少年育成推進員 ○校区活動委員  
○社会教育推進員 ○学校代表 ○PTA 連合会代表 ○校外生活委員代表 ○子ども会代表 ○教育委員会



部の活動を推進する団体  
【地 域】自治会 各校区活動委員会 社会教育推進員会 【学 校】保育所、幼稚園、小学校・中学校  
【家 庭】PTA 連合会、子ども会育成協議会



瑞穂市民及びこの会議に賛同する団体等 事務局：生涯学習課

市民の集い	青少年育成活動	各種青少年活動
第1回 6月第3日曜日	非行防止総決起大会	・子ども会・スポーツ少年団
第2回 3月第3日曜日	非行防止啓発活動	・少年リーダー・瑞穂総合クラブ

# 令和6年度 瑞穂市青少年育成市民会議 活動基本方針(案)

## 1 趣 旨

瑞穂市においては、子どもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、子どもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現していくために、令和6年1月4日に“子どもまんなかサポーター”として活動することを宣言しました。

未来を担う青少年が、心身ともにたくましく自ら学ぶ意欲をもち、人間性豊かで社会の変化に主体的に対応できるように成長することは、市民すべての願いです。

現在、社会状況の変化により、青少年を取り巻く環境も大きく変化しています。少子化・核家族化などにより、家庭や地域において多くの人たちと関わりの中で、青少年がさまざまな体験をしながら自分自身を成長させていくことは難しくなっています。だからこそ、市民会議として、青少年を見守り、育てていくという意識をもち、子どもたちとともに行動していく必要があります。

そこで、青少年が地域の中で人と支え合い、助け合うことの大切さを実感し、安心して人生を歩むことができる“居場所づくり”を進めていきたいと考えます。そして、私たち市民が「青少年の健全育成は大人の役割である」ことを自覚し、相互に協力しながら「みずほの子」の健全育成に努めていきます。

## 2 基本目標 (岐阜県青少年育成推進県民会議より)

- (1) 青少年の自立心と社会性を育む
- (2) 健全な家庭づくりを推進する
- (3) 地域の子どもは地域で守り育てる意識を高める
- (4) 青少年が健やかに育つ社会をつくる

## 3 活動推進の基本的立場

- (1) 青少年が願いをもって取り組んだり、他者との関わりを大切にしたりできる活動の推進
  - ・小学校MSK、中学校MSJと協力して取り組むボランティア活動を広める。
  - ・年間を通して積極的にボランティアに取り組む活動を広める。
  - ・青少年が地域の様々な活動に参画し、活躍することができる機会を広める。
- (2) 青少年を育てるための明るくあたたかな家庭づくり
  - ・「おはよう」「ありがとう」など、家族のふれあいを大切にするあいさつを推進する。
  - ・家族でふれあう時間を大切に「家庭の日」の普及に努める。
  - ・あたたかい言葉かけ運動、ありがとうの三行詩への応募を推奨する。
  - ・子ども会、PTA(家庭教育学級)における子育てに関する研修を推進する。
- (3) 「地域の子どもは、地域で守り育てる」市民の育成
  - ・登下校時のあいさつや見守りを通して、地域安全活動を推進する。
  - ・青少年との関わりを深めるラジオ体操、清掃活動など地域に根ざした活動を推進する。
  - ・青少年の活動に携わる人材、団体と連携しながら、健全育成をめざした活動を推進する。
- (4) 青少年が健やかに育つための社会基盤の構築
  - ・「あいさつ・地域安全」標語の募集を通して、地域安全への意識を高める。
  - ・地域行事、校区活動等へ参加を通して、地域の一員として貢献する機会の充実を図る。
  - ・「市民の集い」における実践発表等を通して、青少年の健やかな成長を願う意識を高める。

## 4 令和6年度 スローガン

創ろう！安心できる場所 育てよう！未来を担うみずほの子

(※令和5年度 育てよう 光り輝くみずほの子)

## 「清流の国ぎふ」文化祭2024

## 国民文化祭とは…

- 1 正式名称 第39回国民文化祭 第24回全国障害者芸術・文化祭
- 2 統一名称 「清流の国ぎふ」文化祭2024
- 3 キャッチフレーズ ともに・つなぐ・みらいへ ～清流文化の想像～  
岐阜県のアイデンティティーである「清流」をキーワードに、地域資源やそれを支える県民の取組みを国内外へさらに広く発信するとともに、新たな交流を作り出し、アフターコロナ時代における「清流文化」を創造していきたいという思いが込められています。
- 4 基本方針
  - (1)「清流の国岐阜」の文化力を結集・発信…地域資源の魅力や世界に認知された「ぎふブランド」を国内外に発信
  - (2)次世代を見据えた文化芸術の創造…コロナ後、文化芸術活動を未来に向け最始動 文化芸術とデジタルとの融合
  - (3)文化芸術で人が輝く共生社会の実現…誰もが多彩な文化芸術に親しみ、一人ひとりが輝く「共生社会」の実現
  - (4)国民文化の大交流の実現…岐阜は日本の中心に位置し、国内外の人が行き交う多彩な文化の大交流を実現
- 5 会期 令和6年10月14日(月・祝)～11月24日(日) 42日間
- 6 主催者 文化庁、厚生労働省、岐阜県、岐阜県実行委員会、県内市町村、市町村実行委員会、文化関係団体、障がい者関係団体 等
- 7 国民文化祭:「清流の国ぎふ」文化祭2024 告知コーナー ゴコロかさなるCCNセンター アトリウム



## 地域推し活動(ちーオン)とは…

- 1 目的 国民文化祭に向け、各地域において住民参加による、ふるさとの文化資源の再発見につながる活動を展開し、機運を醸成する。当該取組みを通じ、文化祭後も様々な形で地域の交流や地域に根差したコミュニティづくりが継続していくことを目指す。
- 2 概要 各市町村の象徴的な「文化」をモチーフにした、オブジェ(和紙・竹ベース)を住民協働を主導する人材(コミュニケーター)がコアメンバーとなって各地でプロジェクトを推進  
瑞穂市コミュニケーター 戸田一文さん



- 3 ふるさとの文化(=推し)の決定 みずほ人と道  
みずほ人と道…このテーマにあったオブジェを令和6年度春から製作します  
オブジェのことを「ちーオシスタチュー」と呼びます  
ちーオシスタチューの製作状況がYouTubeで公開されています。



【コミュニケーターさんがワークショップで作成したちーオシスタチュー:岐阜県の山と川を表現】

### 将棋フェスティバルin瑞穂

開催日:令和6年11月10日(日)

会場:ココロかさなるCCNセンター 瑞穂市民センター

事業内容:開会式 子ども将棋大会 記念将棋大会 閉会式 トークショー シンポジウム

### 瑞穂市文化協会祭

開催日:11月2日(土)・3日(日・祝)

会場:ココロかさなるCCNセンター 瑞穂市民センター

事業内容:作品展示発表会 舞台発表 茶道クラブによる呈茶

### 障がい者文化芸術作品展

開催日:11月2日(土)・3日(日・祝)

会場:ココロかさなるCCNセンター 瑞穂市民センター

事業内容:作品展示発表

### お問い合わせ先

#### 生涯学習課

所在地/〒501-0392瑞穂市宮日300番地2

電話番号/058-327-2117 [お問い合わせフォーム](#)



# 令和6年度 瑞穂市関係行事

月	市及び教育委員会行事 (一部各種団体行事含む)	校区活動					老人クラブ・市PTA・子ども会 体育協会、スポーツ少年団 文化協会等	園・小中学校関係
		生津	本田	穂積	牛牧	奥南		
1	月							
2	火							
3	水							
4	木							
5	金				役員会			
6	土							【保育所】入所式
7	日							
8	月							(小中)入学式・始業式 (AM:中・PM:小) (ほづみ幼稚園)入園式
9	火							
10	水							
11	木							
12	金				総会			
13	土							
14	日							
15	月							
16	火							
17	水					(南小校区) 自治会長説明会		
18	木					(中小校区) 自治会長説明会		
19	金							(奥南中)授業参観
20	土							
21	日							
22	月							
23	火							(南小)授業参観
24	水							
25	木							
26	金							
27	土							
28	日							
29	月							
30	火							
未定								
1	水							
2	木							
3	金							(中)授業参観
4	土							
5	日							
6	月							
7	火							
8	水							
9	木							
10	金							
11	土							
12	日							
13	月							
14	火							
15	水							
16	木							
17	金							
18	土							
19	日							
20	月							
21	火							
22	水							
23	木							
24	金							
25	土							
26	日							
27	月							
28	火							
29	水							
30	木							
31	金							
未定								

# 令和6年度 瑞穂市関係行事

月	市及び教育委員会行事 (一部各種団体行事含む)	校区活動					老人クラブ・市PTA・子ども会 体育協会、スポーツ少年団 文化協会等	園・小中学校関係
		生津	本田	穂積	牛牧	泉南		
1	土							
2	日							
3	月	あいさつ運動の日 地域安全の日						
4	火							(生津小)スポーツフェスティバル (生津小)スポーツフェスティバル(予)
5	水	瑞穂大学 健康学部						(穂積小)運動会 (穂積小)運動会(予)
6	木							
7	金							
8	土							
9	日	瑞穂市水防訓練						(穂積小)5/18分の振替休日
10	月							
11	火							(ほづみ幼稚園)保育参観① (ほづみ幼稚園)保育参観② (ほづみ幼稚園)保育参観③
12	水							
13	木							
14	金							(中小)授業参観・引渡し訓練
15	土							
16	日	少年の主張 瑞穂市大会 瑞穂大学 健康学部		ボラテア清掃	第1回 親水公園清掃		第2回インナーター研究会 (少年リーダー)運営委員会・入 団式 市民創造大会	(中小)振替休日 (泉南中)授業参観
17	月							
18	火							
19	水							
20	木							
21	金							
22	土		三者交流会	三者交流会				
23	日							
24	月							
25	火							
26	水							
27	木							
28	金							
29	土							
30	日							
未定								
1	月	あいさつ運動の日 地域安全の日						
2	火							
3	水	瑞穂大学 健康学部						(西小)宿泊研修(5年)
4	木							
5	金							
6	土							
7	日							
8	月							
9	火							
10	水							
11	木	夏の交通安全県民運動 (7月20日迄)						(ほづみ幼稚園)親子参観① (ほづみ幼稚園)親子参観② (ほづみ幼稚園)親子参観③
12	金							
13	土							
14	日							
15	月	海の日						
16	火							
17	水	瑞穂大学 健康学部						
18	木							
19	金							
20	土							
21	日							
22	月							(各学校)夏季休業日
23	火							
24	水							
25	木							
26	金							
27	土							
28	日	防災講演会						
29	月							
30	火							
31	水							
未定								

7

# 令和6年度 瑞穂市関係行事

月	市及び教育委員会行事 (一部各種団体行事含む)	校区活動					老人クラブ・市PTA・子ども会 体育協会、スポーツ少年団 文化協会等	園・小中学校関係
		生津	本田	穂積	牛牧	奥南		
1	木 あいさつ運動の日 地域安全の日							
2	金							
3	土		ほんでん夏祭り ※夏祭り予備日					
4	日 市民ラジオ体操の日							
5	月							
6	火 自治会連合会 第3回役員会 瑞穂大学 健康学部							
7	水							
8	木					(南小校区) 校区連絡会 (中小校区) 校区連絡会		
9	金							
10	土							
11	日 山の日							
12	月 振替休日							
13	火							
14	水		校区連絡会					
15	木							
16	金							
17	土 みずほ汽車まつり①(未定) みずほ汽車まつり②(未定)							
18	日	校区連絡会						
19	月							
20	火							
21	水							
22	木							
23	金			校区連絡会		(西小校区) 校区連絡会		
24	土 親子感動体験事業① 親子感動体験事業② 平和の折り2024 瑞穂大学 健康学部							
25	日							
26	月							(南小)登校日
27	火							
28	水							
29	木							
30	金							
31	土							
未定				第2回委員総会			老人クラブ連合会 芸能親善大会 インリター野外研修事前説明会	
1	日							
2	月 あいさつ運動の日 地域安全の日						(各学校)夏休み明け集会 (ほつみ幼稚園)始業式	
3	火							
4	水 瑞穂大学 健康学部						牛牧小 宝物展① (牛牧小)宝物展② (牛牧小)宝物展③	
5	木							
6	金							
7	土							
8	日					第2回 菊水公園清掃		
9	月							
10	火							
11	水							
12	木							
13	金							
14	土						インリター野外研修会 瑞穂市小学生ハレホール大会	
15	日 敬老の日							
16	月							
17	火							
18	水 瑞穂大学 健康学部							(穂北中)宿泊研修(2年)① (穂北中)宿泊研修(2年)② (穂北中)宿泊研修(3年)① (穂北中)宿泊研修(3年)② (穂北中)宿泊研修(3年)③
19	木							
20	金						(本田小)授業参観 (生津小)授業参観	
21	土 秋の全国交通安全運動 (9月30日迄)							
22	日 秋分の日							
23	月 振替休日							
24	火							
25	水							(穂北中)宿泊研修(3年)① (奥南中)宿泊研修(3年)① (西小)宿泊研修(6年)① (穂北中)宿泊研修(3年)② (奥南中)宿泊研修(3年)② (西小)宿泊研修(6年)② (牛牧小)授業参観 (穂北中)宿泊研修(3年)③ (奥南中)宿泊研修(3年)③
26	木							
27	金							
28	土							
29	日							
30	月							





# 令和6年度 瑞穂市関係行事

月	市及び教育委員会行事 (一部各種団体行事含む)	校区活動					老人クラブ・市PTA・子ども会 体育協会、スポーツ少年団 文化協会等	園・小中学校関係
		生津	本田	穂積	牛牧	泉南		
1	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
2	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
3	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
4	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
5	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
6	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
7	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
8	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
9	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
10	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
11	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
12	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
13	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
14	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
15	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
16	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
17	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
18	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
19	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
20	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
21	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
22	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
23	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
24	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
25	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
26	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
27	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
28	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
29	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
30	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
31	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
未定							子ども会作品展(2月16日 迄)	
2								
1	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
2	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
3	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
4	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
5	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
6	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
7	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
8	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
9	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
10	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
11	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
12	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
13	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
14	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
15	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
16	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
17	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
18	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
19	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
20	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
21	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
22	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
23	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
24	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
25	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
26	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
27	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
28	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
29	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
30	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
31	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
未定							子ども会作品展(2月16日 迄)	
3								
1	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
2	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
3	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
4	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
5	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
6	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
7	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
8	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
9	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
10	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
11	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
12	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
13	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
14	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
15	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
16	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
17	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
18	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
19	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
20	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
21	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
22	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
23	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
24	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
25	火						子ども会作品展(2月16日 迄)	
26	水						子ども会作品展(2月16日 迄)	
27	木						子ども会作品展(2月16日 迄)	
28	金						子ども会作品展(2月16日 迄)	
29	土						子ども会作品展(2月16日 迄)	
30	日						子ども会作品展(2月16日 迄)	
31	月						子ども会作品展(2月16日 迄)	
未定							子ども会作品展(2月16日 迄)	

## 瑞穂市社会福祉協議会について

### ○社会福祉協議会（社協）とは？

社協とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

社会福祉法という法律に基づき、全国、県、市町村単位で設置されており、地域に暮らす皆さま、自治会関係者、民生児童委員、社会福祉や教育関係者等のご協力の下、地域の人々が安心して住み続けることができる「福祉のまち」を目指して様々な活動を行っています。

### ○活動の区分を紹介します。（裏面組織図参照）

#### 1. 地域福祉課の事業

現在及び未来に向けて、国内において少子高齢化・人口減少、世帯の単独化がますます進む中、人々が住み慣れた地域で、安心・安全、健康に過ごすために、顔なじみの関係や絆の醸成、助け合い、支え合いが必要といわれています。

今、地域（瑞穂市では小学校区単位）に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が入って、地域の課題や人々の絆づくり、福祉の支え合いができるために今後どうしていくとよいかなどの、話し合いを行っています。

その他、サロンや様々な集いの場、福祉に関する意識啓発事業、小中学校等と協働した「福祉共育」の講座や体験学習事業、ボランティアの活動支援、福祉協力員研修、福祉車両や用具、レクリエーション備品の貸出などを実施しています。

#### 2. 地域包括支援センターの事業

おもに介護保険制度に基づき、サービスの利用や生活上の困りごとなどの高齢者（65歳以上）の総合相談窓口として、又、介護保険の要支援認定者等の介護サービスを利用するためのケアプランの作成、介護事業所のケアマネジャーさんの支援、介護予防や認知症施策などの事業を行っています。

#### 3. 福祉総合相談センターの事業

おもに65歳未満のかたの総合相談窓口として、又、その他法律相談などの相談事業や、困窮者支援、就労に関する支援、障がい者の福祉サービス利用を含めた日常生活の計画を立て、自立支援につなげる障がい相談支援事業、障がい等により支援を必要とする人の居場所づくり、学習支援、子ども食堂の支援などの事業を行っています。

#### 4. 福祉作業所の運営事業

障がいのあるかたの自立支援のための障害福祉サービス事業所として福祉作業所「豊住園」「すみれの家」の運営などを行っています。

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会組織図

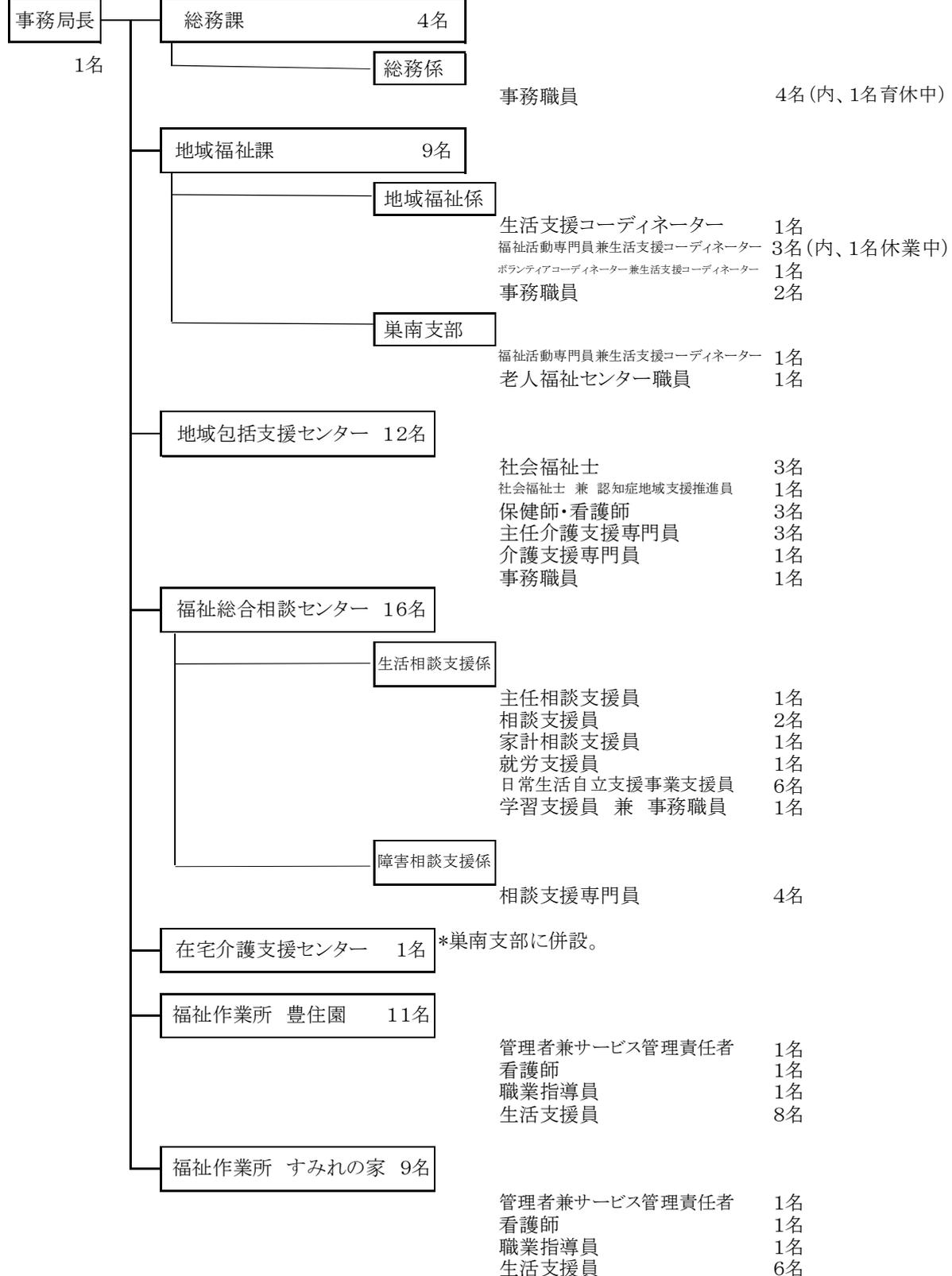
令和6年3月31日現在

理事 10名	
会長	松原 隆行
副会長	加藤 裕貞
常務理事	児玉 太

監事 3名
-------

評議員 20名
---------

<事務局>



令和6年度

事業計画書

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

令和6年度

## 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会「事業計画」

～「ともに支え合い ともに創る

安心していきいきと暮らせるまち みずほ」

の実現に向けて～

### <基本方針>

年々急速に進行する少子高齢化と人口減少、世帯の孤立化とともに、長らく続いた新型コロナウイルス禍により拍車がかかり、地域の関わりの希薄化や経済活動の低迷が顕著となってきています。また、本年1月1日に起きた能登半島地震により奥能登の市町村では壊滅的な被害を受け、多くの被災者が、住み慣れた地域から遠く離れた2次避難所への避難に不安を感じ、環境の厳しい被災地の1次避難所や被災を受けた自宅などでの暮らしを余儀なくされています。

そういったことも含め、地域に暮らす人々、特に高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者の孤立、不登校や引きこもり、長引く経済情勢の影響での経済的困窮など、地域や住民をとりまく複合・複雑化した課題が重くのしかかってきています。

このような中で、国はこれらの課題を包括的に受け止め、様々な支援機関が協働して解決していく「重層的支援体制」の整備を進め、住民や地域とともに解決していく方針を打ち出しています。

こうした方針は、誰もが住み慣れた地域で活躍できる社会、「支える側」「支えられる側」を越え支え合う「地域共生社会」の考えや、「誰一人取り残さない」を理念に国連で提唱された持続可能な開発目標“SDGs”を根底としたものです。

本会では、令和3年度を初年度として策定した「瑞穂市地域福祉活動計画」を推進の柱とし「ともに支え合い、ともに創る、安心していきいきと暮らせるまち」の実現に向け、これまで以上に住民や関係機関、行政と連携・協力し、引き続き、地域の支え合い、つながりづくりを進めていきます。

また、これにあたっては人と人の繋がりを絶やさないアプローチの視点を持ち、かつ何らかの行動(=事業)を展開するかたちを意識し進めていきます。

そういった取組みの過程で、少しでも地域での困りごとやお悩みを、地

域といっしょに解決することができるよう、また地域住民に広く理解を得、信頼される社会福祉協議会及び本会職員となることを目指していきます。

なお、その際は以下の倫理綱領(及び職員行動指針)により取り組みます。

- 1 私たちは、すべての人をかけがえのない大切な存在として尊重し、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての尊厳を守ります。

(行動の指針) 法令順守、人権擁護

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者が、社会を構成する一員として地域活動に参加し、心豊かに暮らし続けられるよう寄り添いながら支援します。

(行動の指針) コミュニケーションと地域づくり、伴走型支援

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、知る権利を尊重します。

(行動の指針) 説明責任、情報公開

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者の生活におけるプライバシーを常に尊重し、個人の情報を適切に保護します。

(行動の指針) プライバシーの尊重と個人情報の適切な取扱い

- 1 私たちは、地域住民やサービス利用者の声に耳を傾け、不当・過度の干渉を行うことなく、自らの意思によって選択し決定することを尊重します。

(行動の指針) 自己決定の尊重、意思決定支援

- 1 私たちは、自らの専門的な役割と使命を自覚し、知識・技術のさらなる研さんに努め、常に良心に従い誠実に行動します。

(行動の指針) 自己研さん、チームワーク、多様な組織との連携

- 1 私たちは、福祉の担い手として持続可能な社会を目指し、自然環境に配慮して活動します。

(行動の指針) 環境保全と安全衛生、社会貢献の推進、災害発生時の役割、危機管理の徹底

## <重点事業>

### 1 地域の支え合い体制の推進

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域における支え合いの体制整備を地域住民・関係機関とともに引き続き押し進めていく。体制整備にあたっては、既存の活動・組織、地域福祉の向上につながる機能等を十分活用することや、ネットワーク化を意識して進める。
- ・福祉共育※で、地域の大人や子どもと一緒に地域福祉を学び、将来の地域福祉像を描き、実践展開を行うことで、地域ごとに安定した住民福祉の基盤づくりを行う。

(※共育(=ともいく)とは・・学校・教師・親などで行う「教育」

だけでなく、多様な立場や領域の人、組織が連携して教育を担うこと、あるいは教育を行う側と受ける側がともに学び成長すること、などを意味することは。）

## 2 災害に強いまち、法人の体制づくり

- ・災害時の要支援者に係る把握や避難時の住民との協力体制の整備の観点から、普段の支え合いや見守り活動の推進を呼びかけていく。
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑にでき、住民の日常生活を早期に復旧・復興できるように体制整備を行う。
- ・災害時に支援者となれる人材の育成を行う。全国的な大規模被災への支援につなげられるよう留意していく。
- ・災害時の被害想定の中から、法人のリスク軽減を図るため、必要な文書等のデータのクラウド化に取り組む。

## 3 高齢者・障害者施設での感染対策、業務継続計画策定の取組み義務化への対応

令和3年度報酬改定に伴う岐阜県の条例改正において、経過措置事項であった感染対策（委員会、指針整備、研修、訓練（シミュレーション）の実施等）、業務継続計画（BCP）策定、研修実施、訓練（シミュレーション）の実施等の令和6年4月からの義務化に伴う、対策を実施する。

## 4 住民への周知啓発の強化について

少子高齢化、人口減少及び世帯の孤立化の進行等に伴い、高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者の孤立、不登校や引きこもり、8050や認知症高齢者の増加、ダブルケアやヤングケアラー問題、長引く経済情勢の影響での経済的困窮など、地域や住民をとりまく複合・複雑化した課題が増加する中、住民が安心して生活できるよう、福祉の相談窓口としての社会福祉協議会（高齢者：地域包括支援センター、障害者：相談支援事業所、その他の困窮相談・就労支援等：総合相談支援センターを含む）の認知度を高めていけるよう取り組む。

## 5 社協内のチームワーク強化

高齢、障がい、困窮、子ども支援などの福祉課題に対し複合的な対応を求められる社会において、職員一人ひとりが専門職として、常に自らの人間力と専門的知識・技術の向上、経験の蓄積に努めるとともに、社協内の業務の連携を意識して取り組む。担当する業務のみならず、広く連携・協働した支援や、問合せ等に対する職員のつながりができる環境をつくる。

## 6 事務体制の効率化・省力化

本会を取り巻く近年の社会的・経済的な厳しさを反映し、財源的にも苦しい状況にある。さらに今後においても向上する見込みは難しいところ、本会としても、できる限りの事務の効率化・省力化を意識し取り組む。

## 7 清流の国ぎふ文化祭2024への連携・参加

上記文化祭と連携し、瑞穂市で開催の「瑞穂市文化協会祭」とともに「障がい者文化芸術展示」を本会で主催、障がい者の制作する作品の展示を行う。(11月2日(土)～3日(日) 於：ココロかさなるCCNセンター及び瑞穂市民センターの予定)

## <事業計画>

### 1 地域福祉事業

#### (1) 地域の支え合い体制の推進 5, 111千円

- ①見守り体制の構築(会費事業)
  - ・福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長が連携した見守り体制構築 → 3者合同参加での福祉協力員研修会の実施
  - ・小学校区での活動を見据えた検討、移行支援
  - ・地図システムの活用
- ②ふれあい・いきいきサロンの推進(会費事業・共同募金配分金事業)
  - ・運営支援
  - ・サロンボランティア交流会の開催
  - ・サロン代表者連絡会の開催
- ③多様な集いの場の開設支援(会費事業)
  - ・出張サロンの実施
- ④地区社協の運営支援・設立支援(会費事業)
  - ・牛牧地区社協について、運営支援を行う。
  - ・穂積地区社協について、運営支援を行う。
  - ・未設置地区については、地区の現状、地域住民の意思に重きを置き、校区活動組織等との連携・協働も視野に入れたうえで、伴走支援を行うものとする。
- ⑤買い物等支援事業の実施(会費事業・共同募金配分金事業)
- ⑥自治会連合会、民生委員・児童委員協議会との協働、連携

#### (2) 生活支援体制整備事業 15, 570千円

- ①第1層生活支援体制整備事業の推進(市受託金・会費事業)
  - ・第1層生活支援コーディネーターの配置
  - ・瑞穂市支え合い推進会議(第2層協議体やその他関係者同士の情報交換、交流、協議、連携の場)の開催

- ・ 支え合いのまちづくり講演会の開催
- ・ 生活支援活動の推進
- ・ 市民への研修参加機会の提供
- ②第2層生活支援体制整備事業の推進（市補助金・会費事業）
  - ・ 第2層生活支援コーディネーターの配置
  - ・ 小学校区地域支え合い推進会議の運営支援
  - ・ 住民による福祉活動の支援や参画
- ③第2層協議体未設置地区への啓発、設立支援（会費事業）
  - ・ 地域福祉懇談会の開催
  - ・ 設置地区の情報提供支援
  - ・ 校区内の連携、協働の体制づくり

### **（3）福祉共育の充実（会費事業） 210千円**

- ①福祉学習授業支援
  - 小、中学校、大学等に対し福祉共育授業（講座、車いす等体験学習）を支援し、福祉に関する意識啓発を行う。
- ②地域団体への出前講座の実施
  - 住民に対し福祉や共生に対する意識の醸成を図る。
- ③学校・地域・社協の連携強化
  - 学校、地域、社協で連携・協働し、子どもも大人も共に考え、学び、共に育つ（今後の生活に役立てる）ことができる福祉共育を目指し取り組む。

### **（4）貸出事業（会費事業・共同募金配分金事業） 560千円**

市内の事業所と連携を図るなど、市民への周知を徹底し、より多くの人の利用・活用を促す。

- ①福祉機器の貸出
  - ・ 車いす、歩行器、四点杖の貸出（貸出期間により有料）
- ②福祉車両の貸出
  - ・ 特殊車両の貸出（燃料費一部実費負担）
- ③備品貸出
  - ・ 高齢者疑似体験セットやレクリエーション等の福祉関係備品の貸出

### **（5）第3次地域福祉活動計画（R3～R8）進捗管理**

- ・ 進捗について、事務局内で毎年度評価を行う。

### **（6）福祉活動専門員の配置（市補助金事業） 32,260千円**

地域組織化活動（小学校区ごと福祉活動等）に主体的に関わる専門職（福祉活動専門員・第2層コーディネーター）を配置する。

- (7) 福祉センター（ココロかさなるCCNセンター内）管理事業  
福祉センターの一部管理・運営補助を行う。

## 2 高齢者福祉事業

- (1) 地域包括支援センターの運営（もとす広域連合受託金事業 包括的支援事業）

66,196千円

①総合相談・支援事業

地域住民の多様な相談に応じて対応できるよう、情報収集や情報提供等、関係機関と連携して対応する。

- ・高齢者の相談支援や実態把握
- ・「シニアのための生活情報ガイド」の発行
- ・夜間・休日時の対応

②権利擁護事業

権利擁護に関する啓発活動を行いながら、複雑化する相談に対応していく。

- ・高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
- ・判断能力を欠く状況にある人への対応

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員への支援を通して、市民の自立に向けた支援を目指す。

- ・みずほケアマネサロンの開催
- ・介護支援専門員への個別的な支援や相談

④地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を通して、市民の自立につながるような支援の検討、地域課題の抽出などに取り組む。

- ・小地域ケア会議：定期開催のほか、地域からの相談に応じて開催
- ・特定事業所集中減算についての協議

⑤在宅医療・介護連携の推進（瑞穂市・医師会協働事業）

医療や介護が必要な方が地域で暮らし続けられる地域としていくために、地域住民へ「自助・互助・共助」の視点を広めつつ、医療介護関係者の多職種の連携を図っていく。

- ・在宅医療連携推進のための啓発（瑞穂市・社協共催事業）
- ・多職種連携のための研修会の開催（瑞穂市・社協共催事業）
- ・地域在宅医療連携コーディネーターとの連携

⑥生活支援サービスの体制整備

地域住民による支え合いの活動のための「生活支援体制」の構築のため、生活支援コーディネーターと連携し活動していく。

⑦介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者や要支援認定者の自立に向けて支援を行う。

- ・第1号介護予防支援事業等
- ・指定介護予防支援
- ⑧介護予防体制の充実
  - 介護予防の取り組みを地域へ広げるため、啓発活動や住民主体の活動への支援等を行う。
    - ・地域団体への出前講座の開催
    - ・地域包括支援センターだよりの作成（年6回発行予定）
    - ・介護予防活動団体補助金の交付
    - ・みずほ生き生きサポーター養成講座の開催
    - ・みずほ生き生きサポータースキルアップ研修
    - ・みずほ生き生きサポーターの活動支援（くつろぎカフェ等）
    - ・くつろぎカフェ うえるかむポイントの実施

## **（2）認知症施策の推進（市受託金事業） 12,990千円**

- ①認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進
  - 認知症の人や家族が安心して暮らすことのできる瑞穂市にしてい  
くために、地域住民や医療介護関係機関と連携しながら活動を推進  
する。
    - ・認知症地域支援推進員の配置
    - ・認知症になってもあんしんまちづくり協議会及び専門部会の開催
    - ・みんなずっとほっと隊の活動の推進
    - ・認知症サポーター・（学校と連携しての）認知症キッズサポーター養成講座の開催
    - ・認知症サポーターステップアップ講座の開催
    - ・みずほ♡おれんちプロジェクトの開催
    - ・チームオレンジの整備のための調査
    - ・認知症の人同士のピアサポート活動の推進
    - ・認知症カフェの充実のための支援
    - ・認知症対応能力向上研修の開催
    - ・認知症ケアパスの普及
    - ・認知症及び認知症予防に関する啓発活動
- ②認知症初期集中支援チームの設置

## **（3）在宅介護支援センター事業（市受託金事業） 1,752千円**

- 一人暮らしの高齢者のかたを見守り訪問し、生活状況や身体状況等の把握を行う。必要に応じ、相談の継続支援、緊急通報システムの設置に関する相談、各関係機関との連携等を行う。

## **（4）介護者家族の会の活動支援（運営支援事業）**

- 介護者同士のネットワークの構築や介護に関する理解を深めるための学習やリフレッシュの場として結成運営されている「介護者家族の

会」を側面から支援する。

- (5) **老人福祉センター事業（市受託金事業）** 2,636千円  
老人福祉センターの日常的な施設管理及び窓口業務等を行う。

### 3 障がい者福祉事業

- (1) **小地域における共生型居場所の創設に向けた調査研究（会費事業）**

小地域において、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として役割を持ち、相互に交わることができる居場所の創設に向けた調査研究を行う。

- (2) **障がい者家族への支援**

- ① **あおぞら会（当事者と家族）への支援（運営支援事業）**

知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者とその家族のネットワークの構築や障がい者への理解を深め、協力を得るために運営されている「あおぞら会」に情報提供等の側面支援を行う。

- ② **福祉作業所保護者会への支援（補助支援事業）**

- ・障がい者とその家族の活動を支援する。
- ・家族会及び保護者組織の育成を図るため、情報の収集と提供を行う。

- (3) **障がいへの理解の促進**

あい♥愛マーケットの開催

ココロかさなるCCNセンター（＝瑞穂市総合センター）で、豊住園、すみれの家の製品を販売することで、障がいへの理解を深める。

- (4) **多機能型障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援B型）の運営（自己財源・市補助金事業）** 135,613千円

（「福祉作業所豊住園」・「福祉作業所すみれの家」の運営）

両作業所の連携を強化し、利用者の自立と障がい者の社会参加の促進を図ることにより施設の安定した経営を目指す。

- ・利用者の送迎の実施
- ・ココロかさなるCCNセンター（＝瑞穂市総合センター）、市役所等における作業所商品の販売拡充を行い市民へのPRを行うとともに、商品開発につなげる。
- ・利用者及び家族からの相談等を通じて「地域福祉の課題」の一層の把握に努める。

- (5) **障がい者相談支援事業（障害福祉サービス費）** 24,785千円

- ① **計画相談支援・障害児相談支援**

- ・瑞穂市の障がい者、障がい児の障がい福祉サービスの利用申請時

に、困りごとの相談や関係機関の調整等を行い、サービス等利用計画、障害児支援利用計画等を作成する。(サービス利用支援、障害児支援利用援助)

- ・作成したサービス等利用計画、障害児支援利用計画等の効果を評価するため、障がい福祉サービス利用者や生活環境等を定期的にモニタリングする。必要に応じてサービス等利用計画、障害児支援利用計画等の見直しをする。(継続サービス利用支援、継続障害児支援利用援助)

## ② 基本相談支援

- ・瑞穂市の障がい者、障がい児や家族から困りごとの相談等に応じる。助言、情報提供、関係機関の調整、権利擁護の援助、障がい福祉サービスの利用支援等をする。
- ・瑞穂市の障がい者、障がい児の地域生活を支えるため、当事業所の利用者以外も支援する。

## ③ 地域づくり

- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の事務局会、全体会に参加する。関係機関が連携し、瑞穂市の実情に応じた障がい者等への支援体制の整備に取り組む。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の相談支援部会を運営する。相談支援専門員による事例検討から瑞穂市の地域課題を抽出、分析し、同協議会へ報告して問題提起する。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の暮らし部会を運営する。地域生活支援拠点の充実、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む。
- ・瑞穂市障害者自立支援協議会の権利擁護部会の運営を補助する。虐待防止、差別解消、成年後見制度に取り組む。
- ・瑞穂市地域ケア会議に参加する。地域包括ケアシステムの構築、成年後見制度の利用促進に取り組む。
- ・成年後見制度利用支援機関の障がい者に係る一次相談機関の窓口を担う。成年後見制度の利用促進に取り組む。
- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校運営協議会に参加する。障がい児の就学環境を整備する。
- ・障害者グループホームの整備・調整を補助する。関係者との連携や動向の把握等により、障がい者の生活の場を確保する。
- ・瑞穂市でのペアレント・トレーニングの開催を補助する。発達障害の子の親の養育能力の向上を支援する。
- ・瑞穂市の障がい者や家族の会の活動を補助する。当事者団体と連携して地域生活を支える。
- ・瑞穂市障害者事業所連絡会、瑞穂市障害児事業所連絡会を運営する。瑞穂市の障がい福祉事業所の資質向上に取り組む。
- ・岐阜県相談支援従事者初任者研修、岐阜県相談支援従事者現任研

修の実習指導をする。瑞穂市と岐阜市圏域の相談支援体制を整備する。

- ・「清流の国ぎふ」文化祭2024に参加する。障がい者文化芸術作品展を主催し、各障がい福祉事業所と協力して、障がい者が制作した作品を展示する。
- ・主任相談支援専門員を配置する。瑞穂市と岐阜圏域の相談支援専門員の資質向上に取り組む。瑞穂市障害者基幹相談支援センターを補助する。
- ・生活支援ボランティア養成講座の講師をする。地域住民の精神障がいの理解や関心を促進する。
- ・瑞穂市の小学校等の福祉共育の講師をする。児童や学生の障がい者、障がい児の理解や関心を促進する。
- ・子ども若者支援ネットワーク岐阜に参加する。他機関と連携してひきこもり問題の解決を目指す。
- ・他の福祉分野の事業に参加する。重層的支援体制整備事業に向けて、横断的な連携体制を構築する。

④ 相談支援専門員の資質向上の取組み

- ・岐阜県相談支援事業者連絡協議会に参加する。情報収集や相談援助技術の向上を目指す。
- ・厚生労働省や岐阜県等が実施する研修を積極的に受講して、相談支援専門員の資質向上を目指す。

## 4 児童福祉事業

### (1) ホリパパサロン（子育てサロン）の開設（共同募金配分金事業）

86千円

父親に子育てに関心を持っていただけるよう、乳幼児の父親を対象としたサロンを開設する。

## 5 福祉総合相談支援事業

### (1) 心配ごと相談事業（市補助金事業） 1,370千円

- |         |         |      |
|---------|---------|------|
| ・心配ごと相談 | 民生・児童委員 | 毎週1回 |
| ・無料法律相談 | 弁護士     | 月4回  |
| ・人権相談   | 人権相談員   | 月1回  |
| ・行政相談   | 行政相談員   | 月1回  |

### (2) 生活困窮者自立支援事業（市受託金事業） 16,450千円

- ・経済的事情を抱える相談者に対するワンストップ型の自立支援相談事業。
- ・家計改善支援事業・就労準備支援事業との一体的な運営による生活困窮者の早期把握、早期対応の連携体制の整備。
- ・切れ目のない就労支援と就労先の確保。

- ・生活困窮者支援を通じた地域づくり。
- ・他機関との寄付情報の共有を行い、住民相互の支えあいの気持ちをつなぎ、地域ネットワークの連携強化を行う

**(3) みずほしごとの森（無料職業紹介事業）（会費事業） 6千円**

- ・岐阜県初の生活困窮者支援特化無料職業紹介事業。市内在住の生活困窮者へのワンストップ型の就労支援。
- ・商工会及び地元の企業を中心とした協力団体・法人等との広域的な連携。
- ・登録企業と相談者のキャリアを活かした就労へのマッチング力強化。
- ・就労準備支援事業から切れ目ない就労へのコーディネート。
- ・地域・企業が一体的につながる地域循環型就労支援ネットワークの形成。

**(4) 縁カレッジカウンセリング（市受託金事業・会費事業） 60千円**

- ・就労定着に至らない生活困窮者等への専門家と協働したカウンセリング。
- ・キャリアカウンセラー、精神保健福祉士等によるキャリアカウンセリング、メンタルケアによる伴走的な相談支援。
- ・就労移行支援事業所・ひきこもり支援団体・フリースクール等との連携によるキャリアの分析・職業適性診断。
- ・自己肯定感の回復・コミュニケーション能力の改善。
- ・社会参加・短期就労等のコーディネート。小地域への参加促し。

**(5) 縁カレッジトレーニング（市受託金事業・会費事業） 377千円**

- ・就労経験及び社会参加の機会が乏しい生活困窮者に対する短期職業訓練。
- ・未経験の職種にチャレンジする準備支援・サポートプログラムの作成。
- ・自立生活に必要な生活習慣の構築、心身の健康の基盤づくりのサポート。
- ・市内を中心とした新たな協力企業の開拓、連携強化。
- ・トレーニング結果に基づいた、就労準備支援・みずほしごとの森を通じた団体的な就労支援。

**(6) 就労準備支援事業（市受託金事業） 3,603千円**

- ・就労定着が困難な生活困窮者及び被保護者に対する相談支援。
- ・カウンセリングの実施及び個別の就労準備支援プログラムの作成。
- ・知識・技能・社会性による就労意欲の低下の予防支援。
- ・生活習慣の形成・改善に向けた指導・訓練の提供。
- ・就労体験の確保及び就職活動に向けた知識・技能の取得支援。
- ・就労準備サポーター（WORKERSサポーター）市民養成講座の開

催。

- ・みずほドライブネットワーク事業の連携
- ・国家資格取得を目指すプログラムの構築。

**(7) 家計相談支援事業（市受託金事業） 5, 225千円**

- ・家計表の作成支援、出納管理等の支援。
- ・滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消に向けた各種給付・減免制度等の情報提供及び利用に向けた手続き補助。
- ・法テラス及び地元の弁護士等と連携し、専門的な指導・助言を踏まえた債務整理。
- ・日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業担当者と連携した権利擁護事例のチーム支援。

**(8) 子どもの学習・生活支援事業（市受託金事業） 2,769千円**

- ・生活困窮世帯における子ども等に対する生活習慣・育成環境・学習課題の改善に向けた相談支援。
- ・高校中退防止のサポート。フリースクール等との連携支援。
- ・学校・家庭以外の第3の居場所づくりとしての場づくり。
- ・進学に向けた福祉資金の貸付、社会保険制度。助成制度等に関する情報提供。
- ・親への就労支援等、世帯の自立支援に向けた相談支援。

**(9) 子ども食堂運営事業（市受託金事業） 300千円**

- ・経済的事情及びひとり親家庭など、支援を必要とする家庭に対する食事・食材の支援を通じた世帯支援。
- ・食事の提供をきっかけとした居場所の提供。
- ・みずほわくわくスクールとの協働。活動への参加促し。
- ・地域の子ども食堂・居場所づくり活動へのマッチング。地域の見守り支援へのコーディネート。
- ・子ども食堂新規開設に向けた助言・サポート
- ・みずほドライブネットワーク事業を通じた寄附物の活用。
- ・集合型の子ども食堂再開に向けた検討・モデル実施。

**(10) みずほわくわくスクール（会費事業） 104千円**

- ・義務教育期間にとらわれない、子ども・若者の社会的居場所の確保・提供。
- ・無料の学習機会の提供及び孤立・孤食の解消。
- ・不登校・ひきこもり等、多様な生きづらさの発見と再生に向けた伴走支援。
- ・大学及びボランティアサークルとの連携を通じた学生ボランティアの確保。

- ・福祉・教育分野に限らない多職種・他機関協働による子ども・若者の支援ネットワークの形成。
- ・瑞穂市の子育て支援員・教育・療育窓口との情報共有及び啓発。
- ・放課後等デイサービス、相談支援専門員と連携した療育支援との協働。
- ・不登校・ひきこもり家族会和みの輪との連携。
- ・不登校・ひきこもり当事者の活躍の場づくり。

#### **(11) みずほ子ども・若者居場所づくりプロジェクト委員会(会費事業)**

- ・様々な社会的・家庭的事情で地域社会に孤立する子ども・若者を支える市民・団体・企業の相互連携ネットワークの形成。
- ・子ども・若者の居場所づくり活動に対する啓発。
- ・市内を中心とする居場所づくり活動団体の把握・調査。
- ・活動の支え手の確保。みずほ子ども食堂支援ネットワーク協議会との連携。
- ・岐阜県子どもの居場所づくりアドバイザー事業との連携。

#### **(12) みずほ子ども食堂支援ネットワークの構築(会費事業)**

- ・子ども食堂の立ち上げに伴う準備・構築支援。
- ・活動に協力・協賛する市民・団体のみずほドライブネットワークの形成。
- ・世代を問わない食を通じた地域の居場所づくりの推進。
- ・他市町村の活動・ネットワーク団体との活動交流。
- ・岐阜県居場所づくりアドバイザー事業との連携。
- ・岐阜県子ども家庭課と連携した企画・研修・モデル事業の調査・研究。

#### **(13) 瑞穂法律相談センター(会費事業)**

- ・県下初の日本司法支援センター岐阜地方事務所(法テラス岐阜)と連携協定に基づく、事件受任性の無料法律相談の運営。
- ・月2回、経済的な事情による法的相談が受けられない対象者への無料法律相談の開催。
- ・新ケース援助プログラムを通じた、弁護士の出張相談の活用。
- ・市内外を問わない、市民・福祉実践者のワンストップ型の体制強化。
- ・心配ごと相談事業を通じた切れ目ない相談へのコーディネート。
- ・法テラス岐阜・地元弁護士会と連携した、瑞穂市民生委員児童委員協議会研修会の企画・開催(年1回)。

#### **(14) 岐阜県弁護士会 相談連携事業(市受託金事業) 120千円**

- ・岐阜県弁護士会「貧困と人権に関する委員会」との協定に基づく福祉従事者を対象とした弁護士常駐型の相談事業の運営。
- ・司法と福祉の連携による、司法ソーシャルワークの推進。
- ・司法課題を含んだ困難事例等のケース検討・ケア会議の開催。

- ・福祉従事者・民生委員等を交えた事例検討会・交流会の開催企画。

**(15) 日常生活自立支援事業（県社協受託金事業・利用料）**

**2, 137千円**

- ・認知症高齢者、知的障がい者等に福祉サービスの利用や日常生活に必要な福祉サービスの利用援助、金銭管理等の支援を実施。
- ・成年後見制度中核機関と連携した、権利擁護支援のワンストップ機能。
- ・生活支援員の養成及び新規募集・啓発の強化。
- ・年1回の生活支援研修会の開催。

**(16) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託金事業）** **5, 866千円**

- ・自立した生活が見込める低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対する自立生活までのつなぎ資金の貸付。
- ・民生委員・家計相談員との連携による経済的自立・生活意欲の助長。
- ・生活困窮者自立相談支援機関との連携による家計相談。償還指導。
- ・安定的な世帯自立に向けた就労支援の提案。
- ・法テラス等と連携した債務整理・返済計画の準備・検討。

**(17) 生活一時金貸付事業（会費事業）** **500千円**

- ・経済的困窮、疾病等の理由により生活に困窮している世帯に対する緊急・一時的な貸付。
- ・各福祉分野の相談員との連携による家計相談・償還指導。
- ・緊急一時食糧支援事業との連携による貸付可否の判断。
- ・債務整理に関する相談支援。弁護士等、専門家との連携。

**(18) 不登校・ひきこもり家族会 和みの輪（市受託金事業）** **99千円**

- ・月1回（毎月第3月曜日の午後）の定期開催。
- ・不登校・ひきこもりの当事者・家族を対象にした学びと交流の場づくり。
- ・多分野・他職種の専門家を交えた学びとネットワーク構築
- ・子どもの学習支援事業・わくわくスクールとの連携。事業の参加に向けたコーディネート。
- ・県内フリースクール・放課後等デイサービス・ひきこもり支援機関等との連携・適切なサービス利用に向けた情報提供。
- ・市の子ども支援課・主任児童委員との情報共有及び対象者の参加に向けたコーディネート。
- ・地域の居場所づくり活動を通じた対象者の抽出と参加の促し。

**(19) 緊急一時食料支援事業（会費事業）** **120千円**

- ・一時的な離職等の理由で生活が窮迫状態となる生活困窮者等に対する、一時的な食料等のつなぎ支援。

- ・家計相談支援及び就労支援との協働による自立支援相談の実施。
- ・子ども食堂支援ネットワーク協議会を通じた市民・企業から募った食材等のフードドライブ。

## (20) 成年後見利用支援センターの運営 (市受託金事業)

1, 251千円

- ・成年後見制度に関する相談機関の運営。
- ・弁護士・司法書士・社会福祉士等、専門家を交えたケース会議の随時開催。
- ・日常生活自立支援事業との連携。移行化に向けた協議。
- ・市町村申立ての必要性に向けた検討。
- ・年1回、市民・福祉従事者等を交えた研修会の企画等。

## (21) (新) 子ども食堂 スパージョの開設

- ・イタリアンレストランSPADAと協働した子ども食堂の新規開設。
- ・月1回、店内のピザづくり体験を通じた社会参加と職業訓練の機会を作る。
- ・経済的困窮世帯・不登校・ひきこもりの若者等、生きづらさを抱えた当事者及び家族を対象。
- ・不登校・ひきこもり家族会和みの輪、みずほわくわくスクール、地域の居場所づくり活動と連携した当事者へのコーディネート。

## 6 ボランティアセンター事業

### (1) ボランティア活動の推進 4, 405千円

- ①ボランティアコーディネーターの設置 (市補助金事業・会費事業)  
ボランティアセンターを運営し、市民団体等のニーズ把握やボランティア活動の相談援助、連絡調整、意識啓発等の支援を行う。
- ②ボランティア登録及びボランティア活動保険への加入促進 (会費事業)  
ボランティアの推進及び活動保険への加入促進を図る。
- ③ボランティアの育成及び資質向上と連携強化 (会費事業・共同募金配分金事業)  
新たなボランティア活動者の育成と、活動中のボランティアの資質向上を目指し、学習と交流の機会を提供する。併せて、ボランティア同士の連携強化を図ることで活動の発展を目指す。  
・ボランティア講座の開催及び研修や交流の機会の提供
- ④ボランティア情報紙の発行 (共同募金配分金事業)  
社協機関紙「あい♡愛」に合わせ、ボランティア活動報告、ボランティア募集などを掲載し、ボランティア活動者の拡大を図る。

### (2) 災害時の支援体制の仕組みづくり 650千円

- ①災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（会費事業）  
センターの設置及び運営訓練を重ねることにより、問題や課題を明らかにし、平常時からのセンターの充実を図る。
- ②災害ボランティアコーディネーターの育成（共同募金配分金事業）  
災害時の被災者支援に中心的に関わることが出来る人材育成を行う。
- ③災害ボランティアセンター用備品の整備・管理（共同募金配分金事業）  
災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な資機材を整備する。
- ④関係機関・団体との連携強化（会費事業）

### （3）瑞穂町社会福祉協議会（東京都）ボランティアセンターみずほととの連携継続

国内各地で大きな地震が発生しており、離れた地域間での支援体制も重要となっている。両協議会で先に締結している大規模災害時における相互支援協定を踏まえ、有時における支援活動をより円滑に実施するため、電話やオンライン等を活用し、平常時から連絡・連携が継続できるようにする。

## 7 広報・調査研究活動事業

### （1）社協だよりの発行 隔月発行（共同募金配分金事業）

1,580千円

社協の機関紙として、「社協だより『あい♡愛』」を隔月（偶数月）に発行する。内容の充実を図り、親しまれる機関紙とする。

### （2）ホームページ等の充実（会費事業） 163千円

ホームページの見直しをはかり、福祉に関する情報提供をタイムリーに分かりやすく伝えていく。（職員で構成する「所有データ等効率化プロジェクトチーム」会議において定期的なチェックを行う。）

### （3）社会福祉大会の開催（会費事業 共同募金配分金事業）616千円

市内の福祉関係者が一堂に会し、地域福祉に尽力いただいた個人や団体に対し表彰や感謝を表すとともに、与えられた職務と使命を改めて確認することにより市民福祉の一層の充実と発展を目指す。

## 8 共同募金活動の実施

### （1）共同募金活動の実施

毎年10月1日～12月31日（募金額一世帯600円を目安）

共同募金について、事業の主旨、内容、必要性を周知し、地域住民のかたに理解を深めていただき、募金活動を実施する。募金額の約7

割が社協に配分され、共同募金配分金事業として活用される。

残りの3割は、大規模な災害が起こった際に災害ボランティアの活動支援や被災地支援等の備えるための「災害等準備金」の積立などに使われる。

## (2) 赤い羽根自動販売機設置の促進

市内の企業・お店等を中心に設置を呼びかけ、だれでも気軽に募金活動に参加できる機会を増やし、共同募金について理解を広げていくことを目指し、引き続き取り組む。

## (3) 歳末たすけあい募金配分事業（共同募金配分金事業・会費事業）

520千円

- ・ボランティア団体、NPO法人が地域福祉の向上を目的として実施する事業に対し助成する。（共同募金配分金事業）
- ・歳末たすけあい募金配分委員会の開催（会費事業）

## 9 法人運営・組織基盤強化

### (1) 会員会費の徴収（会費事業） 91千円

会費について、社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を深める。あらゆる機会や場面をとらえ、転入者などへのPRをはじめ積極的に周知を行う。

また、今後の事業等及び経営の安定へ向けての活用について調査研究を行い、取り組む。

一般会員1,000円、賛助会員5,000円

### (2) 役員研修の実施（会費事業） 64千円

今後の社協活動を充実させるため、組織体制のあり方、先進的な取り組みや活動を知る機会となるよう研修を行う。

- ①福祉のまちづくり研修の開催 年2回程度

### (3) 会務の運営（会費事業） 1,208千円

- ①理事会の開催
- ②評議員会の開催
- ③評議員選任・解任委員会の開催
- ④監事会の開催

### (4) 組織連携体制の推進

各専門職が担う役割やチームとしての支援体制、個別支援から地域支援まで、地域の生活課題の解決につながるよう、社協内で横断的連携ができる体制づくりについて継続的に検討していきます。

- ①あい♥愛会議

- ②所有データ等効率化プロジェクトチーム
- ③災害支援体制検討プロジェクトチーム

**(5) 表彰式の実施（会費事業） 61千円**

地域福祉にご尽力された個人や団体に対して表彰状、感謝状を授与し、その貢献を称える。（社会福祉大会にて実施）

**(6) 職員研修の実施（会費事業） 60千円**

職員のスキルアップ・資質向上を目指し、全体研修を実施する。

**(7) 虐待の防止や身体拘束適正化の推進**

利用者の安全と人権擁護の観点から虐待の防止とその適切な対応及び身体拘束等適正化を推進のための活動を行う。

- ①虐待防止・身体拘束等適正化推進委員会（虐待防止責任者による各部会を含む）の開催・運営
- ②職員研修やチェックリストの実施など虐待防止のための取組み

**(8) 福祉サービスへの苦情対応**

苦情内容等を分析し、その問題点を共有することにより全体的な課題として改善に結びつける。

福祉のサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速に対応できるようにするとともに、第三者委員、担当職員の資質向上等を図り、必要に応じて苦情解決制度第三者委員会を開催する。

**(9) 感染対策、業務継続計画策定の取組み義務化への対応**

令和3年度報酬改定に伴う岐阜県の条例改正において、経過措置事項であった感染対策（委員会、指針整備、研修、訓練（シミュレーション）の実施等）、業務継続計画（BCP）策定、研修実施、訓練（シミュレーション）の実施等の令和6年4月からの義務化に伴い、対策を実施する。

**10 その他の事業**

**(1) 行政、関係機関、団体との連携の強化**

行政、各福祉施設、関係機関及び民間企業等と連携し、必要に応じてそれぞれの専門性を活かして協働・協調して事業を行う。また、交流を深める中で、社協の存在意義をPRするとともに情報交換を図る。

## 令和6年度 福祉作業所豊住園「事業計画」

### <施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

コロナ禍においても、障がいを持つ利用者の支援を行うという社会福祉施設の役割を果たすため、感染対策に力を入れ、個別の事業や計画によく工夫・検討を行い実施していくものとする。

### <事業内容>

#### 1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

#### 2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

### <目標及び基本方針>

#### 1 目標

一人ひとりの個性と能力に応じた職業訓練や生活支援を行い、障がい者の自立自助に必要な基礎力を育て、社会参加への適応力を養う。

具体的目標

「明るく、やさしく、たくましく」を基本に、日常的な次の生活目標を実践していく。

・「仕事はしっかりやろう！」

……………職業意識・経済的自活の精神を養い育てる活動

・「自分の力でできるようにしよう！」

……………自立自助（セルフ）の精神・社会参加への意欲や適応力を養い育てる活動

・「やさしい言葉をかけ合おう！」

……………自治・協調性を養い育てる活動

#### 2 基本方針

「やれば出来る」を合言葉に、誰しものが限界は無く「変化・成長する可能性を無限に持っている」という視点に立った活動を行う。

・個々の希望・目標(個別支援計画)に沿った活動を実施し、支援を行う。

・一人ひとりの個性を大切にし、その能力（障がいの程度等）に応じた展望の

- ある支援の活動を行う（職員の姿勢として見守りの支援に重点を置く）。
- ・社会参加の場であることと、生活支援（自活に必要な基礎力や基本的な生活習慣等）を重視し、日常的なあらゆる場面をその機会とした活動を行う。
  - ・自主・自治の活動を重視し、共に生きる方向を大切にする活動を行う。
  - ・交流活動（保育園・小中学校・地域・ボランティア・他施設など）や、体験実習（公共施設の利用）などの社会参加の活動を行う。
  - ・職員の力量向上を目指し、日常的な学習や職員研修・他施設職員との交流などを行う。

## <事業計画>

### Ⅰ 生活介護事業

46,026千円

#### (1) 作業支援

- ・展望をもち、個々の作業能力を引き出す支援を行う。
- ・作業所の将来を視野に入れて、「働く」ことを主体とした事業活動を行う。

#### ①受託作業

##### ○紙袋の仕上げ作業

受注先：株式会社ハローバッグ 羽島郡岐南町

作業内容：紙袋の底芯入れ・折り・芯張り・穴開け・紐通し・紐結び  
タック取り付け・結束・袋詰め・箱詰めなど

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・生産性の向上にむけ検討・支援を行う。
- ・作業効率・作業環境の整備⇒自助具の製作など。

##### ○リサイクル作業

受注先：瑞穂市

作業内容：ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取り除く。

ペットボトルを容器回収処理機(粉碎機)に投入。

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

##### ○ア. バルブの栓閉め

イ.マジックテープの数量確認

ウ. マスクのフィルター詰め

受注先：株式会社ハイビックス 瑞穂市宮田

作業内容：ア.バルブの栓の蓋をして、数を数えビニール袋に入れる。

イ.マジックテープを10枚数えて輪ゴムで束ねる。

ウ.台紙を折り、フィルターと一緒にシールを貼ったチャック付ポリ袋に入れる。

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。
- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。

#### ②商品製造・販売(自主製品)

##### ○ビーズ製品

作業内容：ビーズの紐(ゴム)通し

- ・仕上げ部分(結び・キーホルダーなど)の作業工程を支援する。

- 刺しゅう受注・布製品の製造
  - 作業内容：注文を受けた図柄や文字を刺繍し、ラッピング等行う。
  - ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- 献血粗品セット
  - 受注先：瑞穂市地域福祉高齢課（日本赤十字社瑞穂市地区）
  - 作業内容：軍手にかきりんをアイロンプリントする。
  - ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
  - ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。
- 各種イベントについても出店を検討する。
  - ・あい愛マーケット(瑞穂市社会福祉協議会主催)にて販売。  
瑞穂大学と同日開催（年8回程度）すみれの家と検討する  
12:30~13:30
  - ・瑞穂市役所にて販売。(本庁舎・巢南庁舎)
  - ・各地区のサロン・瑞穂大学・老人福祉施設等での販売
  - ・県社協セルフ支援センターの案内を中心に出店。
- 軍手プリント
  - 受注先：株式会社松野組 瑞穂市穂積
  - 作業内容：安全啓発軍手ステッカー貼り付け等業務  
(軍手にアイロンでステッカーを貼る作業)
  - ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
  - ・作業効率(生産性の向上)について検討し実施する。

## (2) 社会参加

- ①体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)
  - 公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。
  - 映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。
- ②音楽療法(毎月第3水曜日 11:00~)
  - 情緒安定・イベント出演などの目的とする。
- ③地域の方々との交流
  - ・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。
  - ・地域の各種イベントへ参加をする。  
(本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・各地区サロンなど)
  - ・地域の方への広報活動をする。  
豊住園地域交流会「あいあい広場」  
(10月27日 第4日曜日開催予定)
  - ・住民の方々と交流を深めることで、地域との関わりを持つ。
  - ・施設周辺道路のゴミ拾いなど地域の美化活動を行う。
- ④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入
  - ・総会・運動会・バス旅行・保護者研修会・指導員研修会
- ⑤各高等学校・大学との連携(福祉科)
  - ・国家資格取得の実習受け入れ(春・夏休み・秋 年3回)

## (3) 生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

- ①体操（毎日）ラジオ体操
- ②定期健康診断（年1回）
- ③看護師によるバイタルチェック 体重測定・血圧測定（月1回）、検温（毎日）
- ④看護師を中心に・保護者・嘱託医師との連携を図る。（嘱託医師 月1回来所）
- ⑤昼食後の歯磨き支援
- ⑥ウォーキング・室内運動マシンを使用するの運動  
情緒安定・生活習慣病予防・体力づくりにおいて実施

#### （4）生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ① 挨拶    ②排泄    ③衛生面（手洗い・消毒・歯磨き・着替え・掃除等）  
・自分でできるようにひとつずつ計画的に支援していく。

#### （5）その他

- ①送迎（希望者のみ・自宅又は拠点送迎）

- ②工賃支給：支給日 毎月 21日  
賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

## 2 就労継続支援B型事業

18,882千円

### （1）職業支援・就労に向けて

#### ①菓子製造・販売

- ・商品の製造工程（材料購入・計量・成形・梱包など）の中で、また、販売することで利用者本人の自覚・自信につながるよう支援して行く。
- ・工賃増額につながるような商品開発・販売方法など増収につながるよう検討する。

販売先（委託先）：各種イベント・ふれあいフェスタ・瑞穂市役所等公共施設・あい愛マーケット・自治会行事等の記念品・各地区のサロン・地区夏祭り・地域の企業・老人ホーム・喫茶店・モレラ内のおなかすいた 県社協セルフ支援センターの案内を中心に出店

- ・商品開発（柿製品・瑞穂市の土産となるなど）の研究、リサーチを行う。
- ・販路の拡張・PR方法の検討をする。
- ・「ふるさと納税お礼の品」の商品開発に積極的に取り組む。
- ・検便の実施（全員）

#### ② 受託作業

##### ○リサイクル作業

受注先：瑞穂市

作業内容：ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取

り除く。

ペットボトルを容器回収処理機(粉碎機)に投入

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

## (2) 社会参加

- ①体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)  
公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。  
映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。
- ②音楽療法(毎月第3水曜日 11:00~)  
情緒安定・イベント出演などを目的とする。
- ③地域の方々との交流
  - ・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。  
(夏休み期間の福祉体験・ボランティア要請等)
  - ・地域の各種イベントへ参加をする。  
(本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・駅南金曜日・各地区サロンなど)
  - ・地域の方への広報活動をする。  
豊住園地域交流会「あいあい広場」  
(10月27日 第4日曜日開催予定)
  - ・住民の方々との交流を深めることで、地域との関わりを持つ。
- ④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入
  - ・総会、運動会、バス旅行、保護者研修会、職員研修会
- ⑤各高等学校・大学との連携(福祉科)
  - ・国家資格取得の実習受け入れ(春・夏休み・秋 年3回)

## (3) 生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

- ① 定期健康診断(年1回)
- ② 看護師によるバイタルチェック 体重測定・血圧測定(月1回)、検温(毎日)
- ③ 健康面について保護者・主治医との連携を図る。

## (4) 生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ① 挨拶
- ② 衛生面(手洗い・消毒・歯磨き・着替え・掃除等)
  - ・衛生面等、利用者が自覚し自立した日常生活が送れるよう支援する。

## (5) その他

- ①送迎(希望者のみ・自宅又は拠点送迎)
- ②工賃支給：支給日 毎月 21日  
賞与 年2回  
調整工賃(4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。)

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上から諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

## 令和6年度 福祉作業所すみれの家「事業計画」

### <施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

コロナ禍においても、障がいを持つ利用者の支援を行うという社会福祉施設の役割を果たすため、感染対策に力を入れ、個別の事業や計画によく工夫・検討を行い実施していくものとする。

### <事業内容>

#### 1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

#### 2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

### <目標及び基本方針>

#### 1 目標

一人ひとりの個性や能力に応じた生産活動や生活の支援を行い、社会において自立自助と社会参加を目指す。

具体的目標

- ・「自分でできる力」を伸ばす。
- ・「みんなと支え合い楽しい生活」をつくる。
- ・「根気強く頑張る力」を伸ばす。
- ・「基本的生活習慣」を身につける。

#### 2 基本方針

事業方針として、「生産活動」「社会参加」「健康・安全」「生活習慣」の4つのことを基本に進める。

- ・生産活動や生活支援を日常的なあらゆる場面をその機会とし、支援する。→ 職員間の密接な連携を図る。
- ・明るくのびのびとした環境を作り、日常生活に必要な「あいさつ」「後片付け」等ができるよう繰り返して支援する。

- ・個別支援計画にもとづいたきめ細かい支援を行うと共に、家族との連携を図る。
- ・職員の支援力向上を目指し、職員研修や、他施設職員との交流を行う。

## <事業計画>

### I 生活介護事業 49,484千円

#### (1) 生産活動・作業支援

受託作業を行いながら、仕事を行っている意識をもち、自分で出来る力、根気強く頑張る力を伸ばしていく。

##### ①受託作業

###### ・紙袋の仕上げ作業

受注先：株式会社ハロー・バッグ 羽島郡岐南町

作業内容：紙袋の底板入れ・紐通し・紐結び・ビニール袋詰め  
タック取り付け・結束・箱詰め等

###### ・ゴム結びの仕上げ作業

受注先：株式会社アイデア 瑞穂市内

作業内容：金ゴム結び・不用品の選別・50束結束・500束結束など

###### ・ハンガーの仕上げ作業

受注先：株式会社 エイワ商事 各務原市

作業内容：ハンガーの組み立て・不良品の選別

##### ②菓子販売

・販売を通して、接客の大切さを学び自分でできる力を伸ばしていく。

(各種イベント、ふれあいフェスタ、南小・巣南中、おんさい広場、  
庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、地域交流施設清流プラス・  
あい愛マーケット、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あ  
さ」・駅南金曜市・モレラ岐阜、すみれの家店舗)

・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

##### ③自主製品

###### ・プリント製品

内容：瑞穂市のマスコットキャラクター「かきりん」をプリントした  
バックやTシャツの製造・販売。

行政やボランティア団体等からの受注プリント製品の製造・  
販売。

・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

#### (2) 社会参加

##### ①体験学習(年3回)

・公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

##### ②音楽療法(毎月)

・活動を通して音楽の楽しさを広げ、情操を豊かにする。

##### ③地域の方々との交流

・地域交流会「すみれフェスティバル」は、令和6年度は規模を「ミニ

すみれフェスティバル」として小規模に開催し、地元自治会などにすみれの家を知ってもらう機会としていく。

令和6年5月26日（日）又は6月2日（日）

「ミニすみれフェスティバル」開催予定

・瑞穂市内の地域のイベントへ出店し地域の方々との交流に繋げていく。

### （3）生活支援

#### ①健康増進・健康管理

・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理、保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理（月1回）

#### ②生活習慣

・あいさつ、手洗い、歯磨きや身だしなみを気に掛ける。  
・自分からできる。最後までやりきる力を伸ばしていく。

### （4）その他

①送迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。車両3台使用

②工賃支給：支給日 毎月21日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）  
・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）

## 2 就労継続支援事業B型 21, 221千円

### （1）職業支援・就労に向けて

#### ①菓子製造

・製造を通して仕事としての意識を高く持ち、製造から販売と自分の仕事の意味を知り仕事の大切さを感じながら、就労に向けて関心を高めていく。

（各種イベント、自治会行事等の記念品、ふれあいフェスタ、南小・巢南中、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、地域交流施設清流プラス、あい愛マーケット、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜市・モレラ岐阜、すみれの家店舗）

・販売促進の為、社協だよりを用いてPR活動を行う。

### （2）社会参加

#### ①体験学習（年3回）

公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

#### ②地域の方々との交流

・地域交流会「すみれフェスティバル」は、令和6年度は規模を「ミニすみれフェスティバル」として小規模に開催し、地元自治会などにす

- みれの家を知ってもらう機会としていく。  
令和6年5月26日（日）又は6月2日（日）  
「ミニすみれフェスティバル」開催予定  
・瑞穂市内の地域のイベントへ出店し地域の方々との交流に繋げていく。

(3) 生活支援

①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理。保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理（月1回）

②生活習慣

- ・衛生面を自ら意識し基本的な生活習慣を身につける。

(4) その他

①送迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。車両3台使用

②工賃支給：支給日 毎月21日

賞与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）



令和6年4月16日

自治会長 各位

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会会長  
岐阜県共同募金会瑞穂市支会支会長  
松原 隆行

社会福祉協議会会費の納入及び共同募金への協力について（お願い）

陽春の候、各位にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会の事業推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、皆様方よりいただきます会費及び赤い羽根共同募金の配分金は、本会が地域福祉事業を進めていくうえで最も重要な財源です。今後も一層地域に根ざした福祉活動を展開していく所存でございますので、下記のとおりご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、正式な依頼につきましては、後日下記のとおりご案内を差し上げますので、ご承知いただき、お取り計らいのお願いを申し上げます。

## 記

## 1. 社会福祉協議会 会費について

(1) 依頼時期 令和6年6月下旬にご案内申し上げます。

(2) 会費の額 一般会費（世帯） 1口 1,000円  
賛助会費（事業所・団体） 1口 5,000円

(3) 納入時期 令和6年7月31日（水）までに納入のご協力をお願いします。

## 2. 共同募金（赤い羽根）について

(1) 依頼時期 令和6年9月下旬にご案内申し上げます。

(2) 募金の額 1世帯あたり 600円（目安）

(3) 納入時期 令和6年11月20日（水）までに納入のご協力をお願いします。



## 社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。

(会員区分及び会費)

第3条 会員の区分及び会費額は、次の表のとおりとし、会員は、会員区分により毎年度会費を納入するものとする。

区 分	内 容	会 費 額
一般会員	個人（世帯）	1口 1,000円（1口以上）
賛助会員	団体、会社、事業所等	1口 5,000円（1口以上）

(広報)

第4条 本会は、会員に対し次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 予算、決算及び事業の報告
- (2) 本会の発刊、発行する機関紙及びパンフレット・チラシ等の配布
- (3) 本会の発刊する社会福祉関係資料及びその他の資料の配布
- (4) 本会の実施する各種調査の結果報告
- (5) 本会の実施する大会、講習会及び研修会等への参加案内

(会費の納入)

第5条 会費は、一括納入とし、毎年7月末日までに本会が指定する方法により納入しなければならない。ただし、新入会者は、入会申込書とともに会費を納入するものとする。

2 納入された会費は、過誤納の場合のほかは、返還しないものとする。

(退会)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 団体、会社及び事業所等が解散したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

設立当初の会費の納入については、この会員規程第5条1項の規定にかかわらず、8月末日までとする。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

# 瑞穂市社会福祉協議会

## 出前講座のご案内

瑞穂市社会福祉協議会では、福祉・介護予防等に関する出前講座の申込みをお待ちしております。  
お気軽にお問い合わせください。

無料

- 【対象】 市内に在住、在勤、在学している概ね5人以上の団体
- 【メニュー】 別紙のメニュー一覧をご覧ください。具体的な内容については、各担当部署へお問い合わせください。
- 【会場】 主催者側で準備をお願いします。

### 【申し込み方法】

団体の方が受講したい講座の担当部署と直接電話等で日時、内容を調整してください。そのうえで、希望日の1か月前までに、「瑞穂市社会福祉協議会 出前講座申込書」に記入し、担当部署にお申し込みください。

受付時間：月～金 午前8:30～午後5:15 ※年末年始・祝日除く

..... お問い合わせ .....

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地  
ココロかさなるCCNセンター(瑞穂市総合センター)1階  
電話 058-327-8610  
FAX 058-327-5323  
Eメール info@mizuho-shakyo.org  
ホームページ <https://www.mizuho-shakyo.org>



瑞穂市社会福祉協議会 出前講座メニュー一覧

NO	テーマ	内容	担当部署	
1	社協とは？	社協の活動や取り組み、その財源についてわかりやすく説明します。	総務課 地域福祉課	
2	共同募金について知ろう	共同募金の募金方法やその募金の使われ方などについて説明します。	TEL327-8610	
3	少子高齢化・人口減少の未来	全国の傾向、瑞穂市の傾向、今後の地域の在り方についてを考える機会とします。	地域福祉課 TEL327-8610	
4	助け合い体験ゲーム	カードゲームを使用して、模擬的に支え合い助け合いのまちづくりを学びます。		
5	地域でつこう「支え合いマップ」	出前先での地域の社会資源（お宝）を皆で作成し、自分たちの住んでいる地域の「見える化」を体験します。		
6	「地域力」でみんな元気に	安心して安全な住みよいまちづくりに向け、「皆さんが持っている力をちょっと活かしたまちづくり」について考えます。		
7	災害に強い地域づくり	地域住民同士のつながりが災害時にどう影響するのか、どのような地域であることが災害時に強い地域なのかを考えます。		
8	災害対応ゲーム「クロスロード」	カードゲームを使用し、災害が起きた時の対応を学びます。		
9	高齢者疑似体験	高齢者疑似体験セットにて、高齢者に多くみられる身体機能を体験し、また、高齢者の心理を学びます。		
10	車いす体験	車いす利用者や介助者の体験を通じて、車いす利用者の気持ちや、その使用方法を学びます。		
11	障がいを持っている方の理解を深めよう！ ～すみれの家ってどんなところ？～	すみれの家の活動や支援について説明します。		福祉作業所 すみれの家 TEL328-7187
12	障がいを持っている方の理解を深めよう！ ～豊住園ってどんなところ？～	「福祉作業所 豊住園」について、ビデオを使用して、わかりやすく説明します。		福祉作業所 豊住園 TEL327-9947
13	障がい福祉サービスの紹介	障害福祉サービスに関する概要や市内のインフォーマルな活動等について説明します。	福祉総合 相談センター 障害相談 支援係 TEL322-8668	
14	発達障がいについて知ろう	発達障がいの特徴、利用可能な仕組みや制度について事例を踏まえて説明します。		
15	精神障がいについて知ろう	精神障がいの特徴、利用可能な仕組みや制度について事例を踏まえて説明します。		

瑞穂市社会福祉協議会 出前講座メニュー一覧

NO	テーマ	内容	担当部署
16	障がいや認知症の人を支える権利擁護の支援	判断能力が不安となってきた人を支える成年後見制度等の知識や活用方法について説明します。	福祉総合 相談センター 生活相談 支援係 TEL322-8668
17	生活困窮者を支える仕組みと制度	生活困窮者自立支援制度の成り立ちと求められる支援の在り方について説明します。	
18	子ども・若者の居場所づくりについて	居場所づくりの機能と効果、今求められる支援について参加者の人と交流をしながら学びます。	
19	子ども食堂 「出逢いと交流の発見の場」	子ども食堂を通じた多世代交流の場づくりについて説明します。	
20	市民のための法律講座	身近な法律の疑問や紛争課題について弁護士との交流や質疑を交えながら説明します。	
21	笑って、楽しく！脳トレゲーム	レクリエーションを通して、楽しみながら転倒予防や認知症予防を行います。	地域包括支 援センター TEL327-4118
22	認知症予防について	認知症の発症を遅らせたり、症状を軽くするために必要な生活習慣等を説明します。	
23	認知症サポーター養成講座 ～オレンジリングを手に入れよう～	認知症の症状・対応方法等を正しく学び、家族や地域の応援者となりませんか？ ※講座開催の60日前までにお申し込みください。	
24	今日から、はじめる介護予防	「筋力」「口腔」「低栄養」「認知症」「閉じこもり」「うつ」の予防について説明します。	
25	転倒予防 ～転ばない身体をつくろう！～	身体の貯金(筋)のために必要な運動方法やコツについて説明します。	
26	・悪質商法の予防・対策 ・消費者被害に遭わないために	悪質商法の手口やトラブルの防止策、相談窓口等について紹介します。	
27	介護保険サービスってどう使うの？	申請方法やケアマネジャーの役割、介護サービスの種類や費用について説明します。	
28	成年後見制度って何？	認知症等により、判断能力が不十分な方が、社会で不利益等を受けないための制度について説明します。	
29	高齢者虐待を学ぼう	虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりのために出来ることを考えてみませんか？	

# 「支え合いのまちづくり」 出張説明会のご案内



高齢化や人口減少を背景に、「支え合いのまちづくり」が全国的に推し進められており、瑞穂市においてもこの取り組みが始まっています。この取り組みは、瑞穂市で暮らすすべての皆さんに関わる、とても大切なものです。

社会福祉協議会では、ひとりでも多くのかたに「支え合いのまちづくり」について知っていただくため、お住まいの地域にて説明会を開催いたします。

説明会の機会を設けていただく場合はもちろん、自治会や団体の集会等皆さまがお集まりいただく機会に、説明のお時間をとっていただく形式でも対応いたします。（説明時間は相談に応じます。）



## （主な内容）

- ・ 高齢化・人口減少で、これからどうなる？  
ー 若者にとっても他人事じゃない ー
- ・ 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるには
- ・ 「支え合いのまち」ってどんなだろう
- ・ 私たちは何をすればよいのか



下記までお気軽にお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府1283番地 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

TEL (058)327-8610 FAX (058)327-5323

同 巢南支部

〒501-0304 岐阜県瑞穂市田之上597番地 老人福祉センター

TEL・FAX (058)328-5174

## 地域活動で健康長寿！

日常生活に制限のない期間を健康寿命といいます。2016年時点で男性の健康寿命は72.14歳、女性は74.79歳、平均寿命は男性80.98歳、女性87.14歳でした。その差は、男性8.84年、女性12.35年であり、日常生活になんらかの手助けが必要となっている期間となります。この期間を短くするためにできることはあるのでしょうか。

東京都健康長寿医療センター研究所の調査で、社会関係が豊かな人ほど要介護や認知症になりにくく、健康寿命が長いことがわかりました。ボランティアなどの社会活動は、参加によって仲間との交流が増え、外出などで身体的な活動量が増え、精神的に幸福感・充実感が高まります。それらが健康年齢の増長に好影響となります。

活動の形はさまざまですが、例えば、多世代交流は活動者にとってだけでなく、子どもたちにとっても、経験豊かな大人から社会性を学び、また、その豊かな交流によってストレス症状が改善されることも示されています。

1日1回以上の外出、週1回以上の友人や知人との交流、月1回以上の活動を楽しむことで健康維持・増進、そして地域が元気に！



## 地域の未来を考えてみよう

少子高齢化、人口減少をはじめ気候変動、雇用形態の変化、AIやロボット技術の進歩等々、私たちを取り巻く環境は変化しています。そのような変化を考慮しながら、地域の未来がどうなるのかを描いてみましょう。そして、未来の子どもたちにとっても、暮らし続けたいまちであり続けるために、地域のみんなでわいわいがやがや、アイデアを出し合ってみませんか？



「だけど今、忙しくて活動できる状況じゃないからなあ」と、話し合い参加を躊躇しているあなた！だからこそ、あなたの意見が必要です。あなたの、そして子どもたちの未来に向けての取り組みでもあるのです。

住みたい、いつまでも住み続けたい活気あるまちを、地域のみんなで作っていきましょう。

### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-0222 岐阜県瑞穂市市府 1283 番地 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階  
TEL (058)327-8610 FAX (058)327-5323

同 巣南支部

〒501-0304 岐阜県瑞穂市田之上 597 番地 老人福祉センター  
TEL・FAX (058)328-5174

# みんないきいき 支え合って いつまでも安心して暮らせる まちづくり

— 私たち そして 未来を担う子どもたちのために —

‘おたがいさま’で  
つながる  
笑顔



ボクたちのみらいのことも  
忘れずに  
考えてくださいね！  
よろしくお願いします。



社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会



**近**所の人と楽しくおしゃべりしたり、身体を動かしたり、集まった人でわいわいお茶飲み会をしたり…

これだけで、人はハリのある生活を送ることができ、近所の人とつながって地域の中で安心して暮らすことができます。

では、地域の気軽な集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」を紹介していきましょう。

## ★ふれあい・いきいきサロンとは？

自治会などの小さな地域で、住民の皆さんが気軽に集える場所であり、楽しくふれあいながら、交流ができます。

また、サロンを通じ、身近な人と顔なじみの関係(つながり)ができることで、普段から支え合える地域づくりにつながります。

サロンの内容も地域の皆さんが考え、好きなことをやっています。住民の皆さんでつくり上げていく集いの場が、ふれあい・いきいきサロンです。



地域の気軽な  
集いの場



ふれあい・いきいきサロン



## ★ふれあい・いきいきサロンの魅力・効果とは？

### 1. つながりづくり

住民同士の「つながり」を作る場となります。「つながり」ができると、お互いが気にかけて関係ができ、困りごとや変化にいち早く気が付くことができます。サロン活動を行うことで、支え合いの地域づくりに役立ちます。



### 2. 安全・安心な地域づくり

普段からつながることで、顔が見える関係が地域力を育み、防犯や孤独死などの事故防止、被災時など、万が一のときにも助け合うことができます。



### 3. 共生により人間力アップ

多世代が一緒に過ごせる場であり、さまざまな人と交流することにより、お互いを思いやる心、助け合う気持ちが生まれます。



### 4. みんなで作り上げる

参加者の声を聴いて、自分たちの地域に合わせたサロンができます。体操教室をしたり、カフェ風にしておしゃべりしたり、みんなのためになる講師を呼んだり…。みんなで考えて自分たちのサロンを作り上げられます。





## ふれあい・いきいきサロンQ&A



**Q：サロンの対象者は？**

A：地域の皆さんが、サロンの対象者となります。

どのような人に参加していただくかは、サロンをつくる地域の皆さんで決めていきます。

**Q：準備や当日の進行などは、誰が進めていくの？**

A：サロン運営をする地域のボランティアさんがいたり、サロンに参加する皆さんで役割分担をして一緒に準備をしたり、サロンによって異なります。本会も、相談のりながらサポートしていきます。

**Q：どこで開催するの？**

A：各地区の公民館等で開催します。また、人が集まりやすい場所で開催することもあります。参加者のかたが、歩いて行ける範囲で考えます。

**Q：どのようなことをするの？**

A：地域のつながりづくりを目的に、参加者で話し合っ、内容を決めます。ただ集まった皆さんでおしゃべりするだけでもOK。

茶話会、レクリエーション、軽い体操を取り入れる等、内容は、サロンによってさまざまです。時には近所に花見に行ったり、地域の子どもたちと交流したり、毎回決まった内容で実施する必要はありません。

**Q：もし事故が起きたらどうするの？**

A：事故がないことが一番ですが、もしもの時のために、本会では保険に加入しています。

**Q：サロンを開催するための資金は？**

A：本会では、市内で活動しているふれあい・いきいきサロンに対して、助成金を交付しています。その他にも自治会などから補助金や、参加者の皆さんから参加費をいただくなど、運営資金はサロンによってさまざまです。どのようにするかは、それぞれのサロンで決めていきます。

～あなたの地域にもサロンを作ってみませんか？

ぜひ、瑞穂市社会福祉協議会へご相談ください～

問い合わせ先

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

TEL (058)327-8610 FAX (058)327-5323

同巢南支部

〒501-0304 瑞穂市田之上 597 番地 老人福祉センター内

TEL/FAX (058) 328-5174

メールはこちら



chiiki@mizuho-shakyo.org



## ふれあい・いきいきサロン実施一覧

令和6年4月1日現在

	サロン名	開催日時	場所	対象
1	ふれあいサロン・馬場	第2・第4土曜日 8時30分～	馬場公民館	概ね50歳以上の方
2	馬場東いきいきサロン	第1・第3・第4火曜日 9時30分～	馬場公園集会所	馬場東在住の65歳以上の方
3	悠・楽・笑 生津サロン	第2金曜日 10時～	上生津公民館	原則として概ね60歳以上の方
4	下生津井戸端カフェ	毎週金曜日 9時30分～	下生津公民館	どなたでも
5	ほのぼのサロン	第1水曜日 13時～	本田公民館	本田団地住民とその関係者
6	すこやかサロンさくら会	第2土曜日 13時30分～	東只越公民館	東只越在住の高齢者の方
7	井場ふれあいサロン	第1日曜日 10時～	井場公民館	井場在住の概ね60歳以上の方
8	桜町ふれあいサロン	第2火曜日 10時～	駅北公民館	桜町在住の方
9	駅前みどり会サロン	第3火曜日 9時30分～	駅西会館	駅前3町内在住の65歳以上の方
10	ふれあいいきいき あじさいサロン	第3土曜日 10時～	別府北町公民館	別府北町在住の方
11	中町ふれあいサロン	第2日曜日 13時～	別府中町公民館	どなたでも
12	南町ふれあいサロン	第2日曜日 13時30分～	別府南町公民館	別府南町在住の方
13	ほづみふれあいサロン	第4日曜日 10時～	長光寺門徒会館	前所・村中・庄屋敷在住の方
14	橋本ふれあいサロン	第2月曜日 11時～	サン・プラスパ (みかみ)	どなたでも
15	柳一色ふれあいサロン	第3木曜日 9時30分～	柳一色公民館	柳一色在住の65歳以上の方
16	ひだまりサロン	第1水曜日 9時30分～	十九条公民館	十九条在住の方
17	あいあいサロン	第2木曜日 13時～	牛牧団地公民館	牛牧団地在住の概ね60歳以上の方
18	野白新田ふれ愛サロン	第3日曜日 10時～	野白公民館	野白新田在住のかた
19	祖父江いきいきサロン	第2水曜日 9時30分～	瑞穂市水防センター	祖父江在住の60歳以上の方
20	伯母塚ふれあいいきいき サロン	第4日曜日 10時～	伯母塚公民館	伯母塚在住の65歳以上の方
21	七崎ふれあいサロン	第2水曜日 10時～	座倉公民館・ 一ツ木公民館	七崎在住の60歳以上の方
22	サロン・スマイル	第4木曜日 10時～	居倉公民館	居倉在住の概ね50歳以上の方
23	もりもりサロン	第3木曜日 8時30分～	森公民館	森在住の65歳以上の方
24	新月サロン「ひまわり」	毎週水曜日 14時～	新月公民館	新月在住の方
25	上唐栗わいわいサロン	第2木曜日 9時30分～	上唐栗公民館	どなたでも
26	下唐栗ふれあいサロン	第1・第3金曜日 9時30分～	下唐栗公民館	下唐栗在住の方
27	大宮サロン	第2火曜日 9時30分～	大月公民館・ 宮田公民館	大月・宮田在住の高齢者の方

28	美江寺ふれあいサロン	第1月曜日 13時30分～	美江寺公民館	美江寺在住の65歳以上の方
29	十七条ふれあいサロン	不定期 13時30分～	十七条公民館	十七条在住の60歳以上の方
30	十八条ふれあいカフェ	第2水曜日 9時～	十八条公民館	十八条在住の方
31	古橋南ふれあいサロン	第4火曜日 9時30分～	古橋南コミュニティセンター	古橋南在住の60歳以上の方
32	横屋サロンすみれ会	第4水曜日 13時30分～	横屋公民館	横屋在住の65歳以上の方
33	中宮ふれあいサロン	第1水曜日 10時～	中宮公民館	中宮在住の65歳以上の方
34	ふれあいサロンもみじ会	第2水曜日 13時30分～	呂久公民館	呂久在住の方

※各サロンの実施状況等、詳しく知りたい場合は、下記までお問い合わせください。

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地

ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

TEL (058) 327-8610 FAX (058) 327-5323

メール [chiiki@mizuho-shakyo.org](mailto:chiiki@mizuho-shakyo.org)

メールはこちら



同巢南支部

〒501-0304 瑞穂市田之上 597 番地 老人福祉センター内

TEL・FAX (058) 328-5174



ふれあい・いきいきサロンは、皆さんからいただいております社会福祉協議会会費・赤い羽根共同募金を活用しています。

社協の

# 出張サロンが やってくる!?



あなたのまちで、「社協の出張サロン」開催させてください



「サロン」は、地域に住む人たちが、気軽に集まり、楽しくおしゃべりしたり、体を動かしたり、たまには、食事をしたり・・・ふれあいながら、つながりづくり、健康づくりや生きがいつくりをする「つどいの場」です。

## 「社協の出張サロン」とは？

社協が地域におじゃましてサロンを開催（1回）。地域の皆さんにサロンを体験していただけます。

出張  
サロン



出張先は  
右記のような  
地域（自治会）  
です。

- ・ふれあい・いきいきサロンなど、住民が定期的集まる場がない。
- ・つどいの場が必要だと声はあるが、何をすれば良いかわからない。
- ・サロンがどういうものか一度やってみて、評判が良ければ続けていきたい。
- ・サロンはあるが、「参加者が減ってしまった」「男性参加者がいない」など、大きな課題がある。課題解決のための取り組みがしたい。

※サロン未設置地区で、出張サロン開催後、地域でサロンを継続いただける場合は、安定的な運営に向けて、社協がバックアップします。

## サロンを定期開催すると、次の効果があります！

- ・地域の皆さんに、サロンを楽しみにしていただけます
- ・地域の皆さんのつながりができて、地域が活性化します
- ・無理なく体を動かすこと、おしゃべりすることなどが、  
皆さんの健康づくりに役立ちます
- ・地域の課題などが、把握できる場にもなります



○お気軽にお問合せください

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL (058)327-8610 FAX (058)327-5323

〒501-0222 瑞穂市別府 1283 番地 ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

メールはこちら



出張サロンは、皆さまからいただいております社会福祉協議会費により、実施します。



# くつろぎカフェに行こう！

社協資料 7

令和6年度

## 介護予防カフェで『健康づくり』

「くつろぎカフェ」という介護予防カフェを市内4か所で開催しています。  
いつまでも元気で暮らせるよう、しゃべって動いて心も身体も健康に！



		くつろぎカフェ 古橋	くつろぎカフェ 駅西	くつろぎカフェ 本田	くつろぎカフェ 牛牧
場所		古橋北公民館	駅西会館	本田コミュニティセンター	牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉
曜日		第2火曜日	第2木曜日	第3水曜日	第4木曜日
時間		9:30~11:00	9:30~11:30	10:00~11:30	9:30~11:30
令和6年	4月	9日(火)	11日(木)	17日(水)	25日(木)
	5月	14日(火)	9日(木)	15日(水)	23日(木)
	6月	11日(火)	13日(木)	19日(水)	27日(木)
	7月	9日(火)	11日(木)	17日(水)	25日(木)
	8月	13日(火)	8日(木)	21日(水)	22日(木)
	9月	10日(火)	12日(木)	18日(水)	26日(木)
	10月	8日(火)	10日(木)	16日(水)	24日(木)
	11月	12日(火)	14日(木)	20日(水)	28日(木)
	12月	10日(火)	12日(木)	18日(水)	26日(木)
令和7年	1月	14日(火)	9日(木)	15日(水)	23日(木)
	2月	11日(火・祝)	13日(木)	19日(水)	27日(木)
	3月	11日(火)	13日(木)	19日(水)	27日(木)

○内 容：健康体操、みんなでレクリエーション、おしゃべりティータイム、誕生会♪など

○参加費：100円

○対象者：どなたでも参加可能（予約不要）

○主 催：みずほ生き生きサポーターくつろぎ隊

お問い合わせ・後援：瑞穂市社会福祉協議会 地域包括支援センター

☎327-4118

感染症対策を講じて実施しております



初めての方もスタッフが案内しますのでぜひ遊びに来てください！

※台風や大雪、感染症拡大防止等で、当日に連絡・予告なく開催を見合わせる場合があります。開催の有無については、上記までお問合せください。



参加  
無料

認知症になってもあんしんなまちづくり

令和6年度 市民のための

# 認知症勉強会

認知症サポーター養成講座

認知症ってなあに？ 認知症の人にどんな風に接したらいいの？  
身近な人が認知症かも！？ そんなときどうしたらいい？ などなど！  
心配なことや 今までの疑問がスッキリ！  
その他に 認知症に関する本の紹介があります。 ※毎回同じ内容で行います

瑞穂市在住  
在勤・在学  
のかたは、どなたも  
ご参加いただけます

## 平日コース



会 場 瑞穂市図書館 本館  
2階 学習室  
(瑞穂市稲里28-1)

開催日 ①令和6年7月19日(金)  
②令和6年9月20日(金)  
③令和7年1月17日(金)  
④令和7年3月14日(金)  
※3月のみ第2金曜日に開催

時 間 午後1時30分～3時  
(受付 午後1時15分～)

## 休日コース



会 場 ココロかさなるCCNセンター  
(瑞穂市総合センター)  
1階 地域福祉ルーム  
(瑞穂市別府1283)

開催日 ①令和6年 5月25日(土)  
②令和6年11月23日(土)

時 間 午後1時30分～3時  
(受付 午後1時15分～)



※受講された方には、オレンジリングと  
認知症サポーター認定証をお渡しします。  
※受講された企業・団体には、協力店・企業  
としてのステッカーをお渡しします。

認知症について正しく理解し、認知症の人や  
その家族を温かく見守り、支援する応援者にな  
りませんか？  
ぜひご参加ください。



瑞穂市マスコットキャラクター  
かきりん

【申込・お問合せ】 瑞穂市地域包括支援センター  
〒501-0222 瑞穂市別府 1283

ココロかさなる CCN センター (瑞穂市総合センター) 1階  
TEL 058-327-4118 FAX 058-327-5304

※天災や感染症対策等により、日程が変更となる場合があります

令和6年度 市民のための

# 認知症勉強会

認知症サポーター養成講座

## 【参加申込書】

開催日 (参加希望日 を○で囲んで ください)  ※毎回同じ内容で 行います	平日コース	① 令和 6年 7月19日 (金) 申込締切：令和6年7月12日 (金)
		② 令和 6年 9月20日 (金) 申込締切：令和6年9月13日 (金)
		③ 令和 7年 1月17日 (金) 申込締切：令和7年1月10日 (金)
		④ 令和 7年 3月14日 (金) 申込締切：令和7年3月7日 (金)
	休日コース	① 令和 6年 5月25日 (土) 申込締切：令和6年5月17日 (金)
		② 令和 6年11月23日 (土) 申込締切：令和6年11月15日 (金)
お名前		
住所		
電話番号		
備考		

※参加ご希望のかたは、上記にご記入のうえ、瑞穂市地域包括支援センターにお申込みください。

※お申し込みで得た個人情報は、本講座の運営管理の目的以外では使用しません。

お申込みは  
電話・FAX・  
メールで

瑞穂市地域包括支援センター

ココロかさなるCCNセンター（総合センター）1階

TEL：058-327-4118

FAX：058-327-5304

Mail：houkatsu@mizuho-shakyo.org



令和 6 年 4 月 1 6 日

自 治 会 長 各 位

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

会 長 松 原 隆 行

福祉作業所の製品カタログについて

陽春の候、各位にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会の事業推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会が運営する福祉作業所「豊住園」及「すみれの家」では、障がいがあるかた自身の自立支援を行うために、いろいろな自主製品を作って販売し、工賃を得るという活動を行っており、自治会の敬老会やその他事業の中でご活用をいただいているところです。

つきましては、両作業所の製品カタログをお配り致しますので、今年度もご活用をいただければ幸いです。

なお、原料等の価格の状況により、この後変動になることも見込まれますので、お求めの際は、納品のご希望日の 1 か月前には、あらかじめご連絡・ご相談いただきますようお願いいたします。

問合せ	豊住園	0 5 8 - 3 2 7 - 9 9 4 7
	すみれの家	0 5 8 - 3 2 8 - 7 1 8 7



# 福祉機器を貸し出します!

(車椅子・歩行器・四点杖)

市内に在住のかたで、身体の障がいや病気等のために、一時的に福祉機器が必要なかたに福祉機器等日常生活用具を貸し出します。一度、ご相談ください。

## ◆対象者

- ・市内在住のかたで、一時的に福祉機器を必要とするかた
- ※要介護認定を受けていて、介護保険サービスで福祉機器を借りることができるかたは対象外。ただし、外出時など一時的な利用であれば可能。

## ◆利用例

- ・旅行・遠距離外出時
- ・入院や入所中の一時帰宅時
- ・要介護認定がおりの間
- ・日常生活用具購入までの間
- ・ケガや病気が回復するまでの間 など



## ◆福祉機器の種類・料金

機器の種類	利用料金
車椅子	月額 500円
歩行器	月額 300円
四点杖	月額 100円

※1か月未満であれば、利用料金が無料。  
返却時に貸出した日数に応じて、利用料を算出します。

(裏面へ)

◆申請方法

瑞穂市社会福祉協議会又は同巢南支部の窓口で、申請してください。

◆貸出期間

3か月を限度とします。

◆破損・減失

機器を破損したときは、瑞穂市社会福祉協議会までご連絡ください。

福祉機器を原状回復できない程度に汚損、破損した場合は、申請者の負担によって修理するか、又は同等の物に買い替えていただくこともあります。

◆返却

入院等の場合を含め、機器を必要としなくなった場合は、福祉機器を返却していただきます。

退院等で再び福祉機器を必要とされる場合は、新たに申請してください。

【申請・問い合わせ先】

○社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

岐阜県瑞穂市別府1283番地 ココロかさなるCCNセンター  
(総合センター) 1階

☎058-327-8610

○社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会巢南支部 (老人福祉センター内)

岐阜県瑞穂市田之上597番地

☎058-328-5174

この事業は、社会福祉協議会会員の皆様からいただいた心温まる会費を活用しています。

<令和6年4月>

# 福祉車両を貸し出します！

車椅子のままで乗ることができるスロープ付きの車を貸し出します。外出や通院などにぜひ、ご利用ください。

## ❖ 対象者

瑞穂市在住のかたで、一般の車両では外出が困難な障がい者や高齢者など。

## ❖ 運転者

利用責任者のかたが確保してください。

＜運転者の条件＞

満75歳未満の利用者の家族などで第1種普通運転免許取得しており、常に安全運転を心がけているかた。

## ❖ 利用範囲

瑞穂市内および利用時間内に往復できる範囲内です。

## ❖ 利用日時

年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までです。

（1人の利用者につき1カ月5回までとなります。）

## ❖ 利用料

無料です。

ただし、走行距離が50キロを超える場合は消費した燃料を補充して返却してください。

※有料道路、有料駐車場等にかかる費用は各自で負担してください。

## ❖ 申込み方法

事前に、瑞穂市社会福祉協議会に「福祉車両利用責任者登録申請書」と「福祉車両利用誓約書」を提出し、利用責任者登録の申請を行ってください。

登録が決定した後、利用希望日の前々月の1日から前日までに「福祉車両利用申請書」を提出し、予約してください。

※ 必要書類は、本会窓口でお渡しします。

※ 運転者は、運転免許証の写の添付が必要です。

## ❖ その他

○福祉車両の乗降にともなう介助は、運転手が行ってください。それ以外に介助を必要とする場合は利用責任者に介助者を確保していただきます。

○登録の有効期限は、3年です。その後、継続して登録を希望される場合は、再度申請することができます。





- **利用責任者および運転者の義務**

利用責任者は、善良な管理者としての注意をもって、福祉車両の利用中の車両管理について、全責任を負うものとします。

利用責任者および運転者は、福祉車両の利用後、車内清掃を行ってください。また、運行前点検記録表と運転日報により、運行状況並びに車両点検の報告を行ってください。

- **損害賠償**

福祉車両の利用により生じた損害賠償の責任は、当該福祉車両にかかる自動車損害賠償保険等各種保険等に対応できるものを除き、その他一切の責任は利用責任者が負うものとします。

- ❖ **申込み・問い合わせ先** ❖

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

瑞穂市別府1283番地 ココロかさなるCCNセンター  
(総合センター)内

☎058-327-8610

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 栄南支部

瑞穂市田之上597番地 (老人福祉センター内)

☎058-328-5174



本事業は皆さまからいただいた社会福祉協議会会費で実施しています。

<令和6年4月>

# レクリエーション等の備品をお貸しします！

地域福祉を進める活動、地域のかたどうしの交流や、つながりづくり活動等にご活用ください。

## 使用例



ふれあい・いきいきサロンでのようす



多世代交流型サロンでのようす

## —レク備品の一部をご紹介します—



	<p><b>シュートゲーム</b></p> <p>室内で体を使って楽しめます。狙いを定めてシュート！</p>		<p><b>ゲーゴールゲーム</b></p> <p>ゲートボールのパターで得点ゾーンを目指します。室内で体を使って楽しめます。</p>
	<p><b>ポッチャ</b></p> <p>ポッチャはパラリンピック種目にもなっており、どなたでも楽しめます。</p>		<p><b>ポッパーガン</b></p> <p>電子ターゲット付きで音も出ます。スコアを集計し競います。気分はガンマン？</p>

## 他にも楽しめる備品がたくさんあります♪

### 貸し出しについて



- 対象者 市内で地域福祉に貢献する活動等をされるかた
  - 貸出期間 7日間
  - 使用料 無料
  - 問合せ先 瑞穂市社会福祉協議会本部 (☎327-8610) または 巢南支部 (☎328-5174)
- ※本会ホームページにパンフレット、申請書類を掲載しています。

🍀 本事業は、赤い羽根共同募金の配分金により実施しています。





# 福祉協力員について

## (見守りネットワークと福祉協力員の役割)

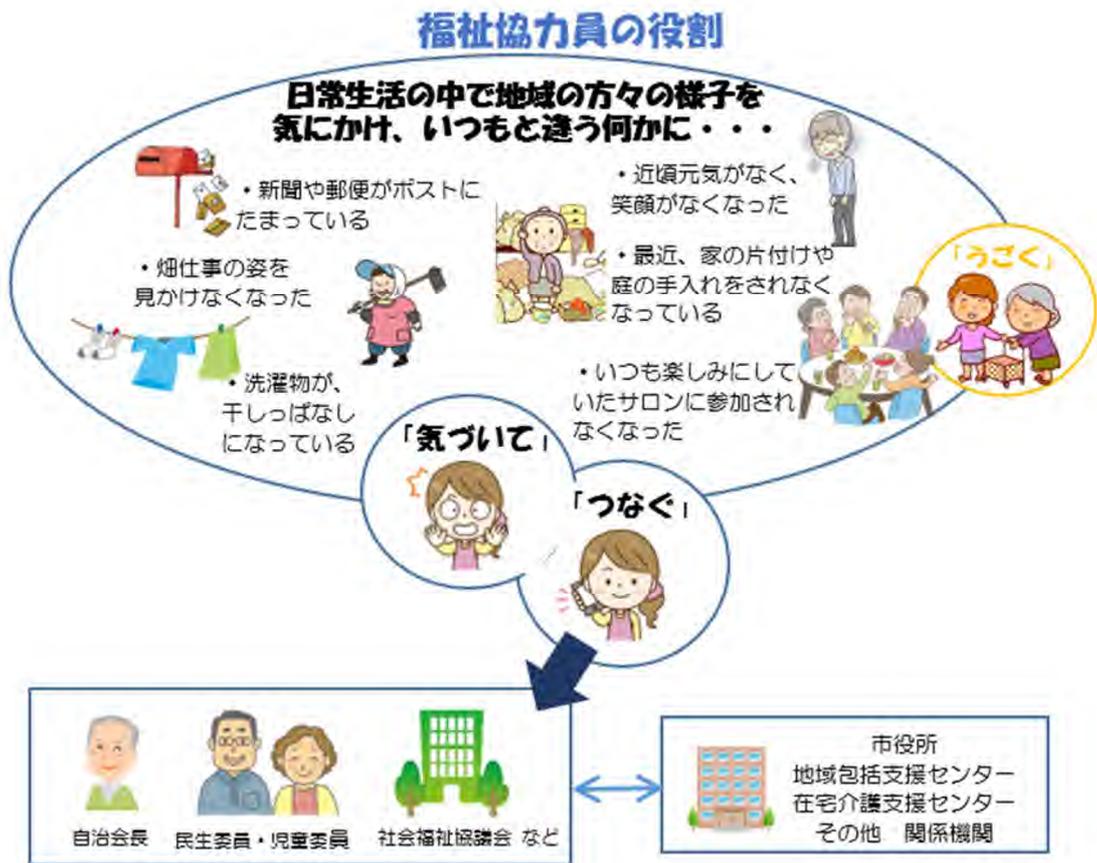
地域には、少子高齢化や核家族化の影響で、高齢者のみ世帯のかた、障がいのあるかたや様々な課題を抱えて生活してみえる世帯もあり、そのようなかたがたが安心して地域で暮らしていくためには、お互い様の見守りや助け合いが必要です。

見守りネットワークとは、地域で地域住民、民間事業者、専門機関等さまざまな主体がそれぞれの立場や役割で見守りを行い、相互に連携しながら活動を実施することで、誰もが安心して暮らしていける状況のことをいいます。

住民のみなさんひとりひとりが、見守りネットワークの構成員でもあります。社会福祉協議会では、この地域で見守り支え合う仕組みである「見守りネットワーク」作りを進めています。その中で福祉協力員は、日常的な見守り、声かけ、訪問などの活動を通して、さりげなく安否確認や困りごとの発見、人や機関へのつなぎなどの役割を行う見守りネットワークの構成員です。

## (福祉協力員の推薦について)

福祉協力員は、昨年度 11 月に本会より自治会長の皆さまにお願いさせていただき、推薦いただいています。自治会の組長や、班長の兼務となっている自治会もあります。



裏面に研修会のご案内があります。

(研修会について)

・以下の日程で、校区ごとに福祉協力員研修会と合わせて自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員の3者交流による見守りネットワーク研修会を予定しています。詳細については、後日案内文を送付させていただきます。皆様のご参加・ご協力をお願いいたします。

- 牛牧校区 (牛牧南部コミュニティセンター プレイルーム)  
令和6年5月25日(土) 10:00~11:30
- 巢南 (西校区・中校区・南校区) 地区 (巢南公民館 多目的ホール)  
令和6年5月26日(日) 10:00~11:30
- 穂積校区 (市民センター ハナミズキホール)  
令和6年6月22日(土)  
(前半 10:00~11:30)  
花塚(西・中・東)、ビレッジハウス穂積、旭化成住宅、井場、テラスノバ穂積、桜町一丁目、別府公社住宅、駅前、別府西町、本町、別府(北・中)  
(後半 13:30~15:00)  
別府(南)、多利町、中原、西畑、上穂積、村中、前所、庄屋敷、中切、下穂積、新町、橋本、セザール穂積、柳一色
- 生津校区 (本田コミュニティセンター 多目的ホール)  
令和6年6月23日(日) 10:00~11:30
- 本田校区 (本田コミュニティセンター 多目的ホール)  
令和6年6月23日(日) 13:30~15:00